

官報 号外 昭和四十七年五月二十六日

○第六十八回 參議院會議錄第十七号

昭和四十七年五月二十六日(金曜日)

午前十時八分開議

○議事日程 第十七号

昭和四十七年五月二十六日

午前十時開議

第一 昭和四十五年度一般会計国庫債務負担行為總調書(その2)

第二 昭和四十五年度一般会計予備費使用總調書及び各省各所管使用調書(その2) (衆議院送付)

第三 昭和四十五年度特別会計予算總則第十一条に基づく経費増額總調書及び各省各所管(衆議院送付)

第四 昭和四十五年度特別会計予算總則第十二条に基づく経費増額總調書及び各省各所管(衆議院送付)

第五 昭和四十五年度一般会計予備費使用總調書(その2) (衆議院送付)

第六 昭和四十六年度一般会計予備費使用總調書及び各省各所管使用調書(その1) (衆議院送付)

第七 昭和四十六年度特別会計予備費使用總調書及び各省各所管(衆議院送付)

第八 昭和四十六年度特別会計予算總則第十二条に基づく経費増額總調書及び各省各所管(衆議院送付)

第九 昭和四十四年度一般会計歳入歳出決算、昭和四十四年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和四十四年度政府関係機関決算書

第一〇 昭和四十四年度国有財産増減及び現在額總計算書

第一一 昭和四十四年度国有財産無償貸付狀況總計算書

第一二 日本鉄道建設公団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一三 特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一四 國際交流基金法案(内閣提出、衆議院送付)

第一五 河川法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一六 日本労働者住宅協会法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一七 日本開発銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一八 公害等調整委員会設置法案(内閣提出、衆議院送付)

第一九 郵便切手類模造等取締法案(内閣提出、衆議院送付)

第二〇 恩給・共済年金受給者の待遇改善に関する請願(二件)

第二一 元満鉄職員の恩給・共済年金通算等に関する請願(七件)

第二二 従軍日赤看護婦に対する恩給法の適用に関する請願

に因する請願(二件)

第三三 旧財團法人滿州農產物検査所を恩給法並びに國家公務員共済組合法上の外國特殊法人として指定することに関する請願(三件)

第三四 岐阜県益田郡馬瀬村の寒冷地手当改定に関する請願

第三五 岐阜県生野町の寒冷地手当改定に関する請願

第三六 岐阜県山東町の寒冷地手当改定に関する請願

第三七 岐阜県朝来町の寒冷地手当改定に関する請願

第三八 岐阜県和田山町の寒冷地手当改定に関する請願

第三九 岐阜県金山町の寒冷地手当改定に関する請願

第三〇 岐阜県上矢作町の寒冷地手当改定に関する請願

第三一 岐阜県白鳥町の寒冷地手当改定に関する請願

第三二 岐阜県明智町の寒冷地手当改定に関する請願

第三三 岐阜県高鷲村の寒冷地手当改定に関する請願

第三四 岐阜県神崎町の寒冷地手当改定に関する請願

第三五 岐阜県加美町の寒冷地手当改定に関する請願

第三六 兵庫県八千代町の寒冷地手当改定に関する請願

第三七 新潟県中町の寒冷地手当改定に関する請願

第三八 長野県の寒冷地手当改定に関する請願

第三九 石川県七尾市、羽咋市、鹿島郡及び羽咋郡の寒冷地手当改定に関する請願(三件)

第四〇 長野県小海町等の寒冷地手当改定に関する請願

第四一 岐阜県上石津町の寒冷地手当改定に関する請願

第四二 岐阜県美山町の寒冷地手当改定に関する請願

第四三 岐阜県武儀郡板取村の寒冷地手当改定に関する請願

第四四 岐阜県八幡町の寒冷地手当改定に関する請願

第四五 岐阜県山岡町の寒冷地手当改定に関する請願

第四六 岐阜県金山町の寒冷地手当改定に関する請願

第四七 岐阜県白鳥町の寒冷地手当改定に関する請願

第四八 岐阜県明智町の寒冷地手当改定に関する請願

第四九 岐阜県萩原町の寒冷地手当改定に関する請願

第五〇 岐阜県白鳥町の寒冷地手当改定に関する請願

第五一 岐阜県郡上郡高鷲村の寒冷地手当改定に関する請願

第五二 岐阜県郡上郡和良村の寒冷地手当改定に関する請願

第五三 岐阜県恵那郡串原村の寒冷地手当改定に関する請願

第五四 岐阜県郡上郡大和村の寒冷地手当改定に関する請願

第五五 岐阜県郡上郡高鷲村の寒冷地手当改定に関する請願

第五六 山梨県の寒冷地手当改定に関する請願

第五七 甲府市御岳町及び黒平町の寒冷地手当改定に関する請願

第五八 山梨県富沢町の寒冷地手当改定に関する請願

第五九 富山県の寒冷地手当改定に関する請願

第六〇 両眼失明重度戦傷病者に対する恩給等

改善に関する請願(二件)

昭和四十七年五月二十六日 参議院会議録第十七号 議事日程追加の件 健康保険法及び厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

第六一 國家公務員たる看護婦等の給与改善に

関する請願(三十九件)

第六二 米軍北富士演習場の賃貸借契約終了に

関する請願

第六三 元満鉄社員に対し恩給法の適用に関する請願

第六四 郵便貯金の預金者貸付制度の法制化に関する請願

第六五 国産材の振興対策等に関する請願(四件)

第六六 山村開発次期対策の早期実現に関する請願(二件)

第六七 農林年金(農林漁業団体職員共済組合)制度改善に関する請願(三件)

第六八 国内林業の抜本的振興対策に関する請願

第六九 さけ、ますはえなわ漁業の転換に関する請願

第七〇 米の検査規格五等米の存続に関する請願

第七一 國際海洋法の制定促進に関する請願

第七二 家畜共済制度の改止に関する請願

第七三 農林年金制度改革に関する請願(六件)

第七四 中小漁業経営改善資金対象範囲の拡大に関する請願

第七五 特別被寄米(黒しょく米)の発生防止対策等に関する請願(十件)

第七六 外国產生糸の輸入規制に関する請願(二件)

第七七 加工原料乳の保証価格引上げに関する請願(三件)

第七八 「林業振興に関する決議」の早期実施に関する請願(二件)

第七九 てん菜の最低生産者価格引上げに関する請願(二件)

第八〇 農政の基本方向確立に関する請願

第八一 林業災害補償法(仮称)の制定促進に関する請願

第八二 森林法の改正促進に関する請願
補償等の措置に関する請願

第八四 北上山系総合開発事業の実施促進のための特別法制定に関する請願

第八六 昭和四十七年産生産者米価値上げに関する請願

○本日の会議に付した案件
一、健康保険法及び厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案(趣旨説明)
以下 議事日程のとおり

○

○議長(河野謙三君) これより会議を開きます。
この際、日程に追加して、
健康保険法及び厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。斎藤厚生大臣。

○國務大臣(斎藤昇君) 健康保険法及び厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

て、依然として悪化を続け、昭和四十六年度末の借り入れ金は二千億円をこえる見通しであり、さらに、本年二月から実施されました一三・七%の医療費の引き上げの影響等を考慮いたしますと、このまま放置する限り、昭和四十七年度には約三千億円の单年度收支不足が見込まれるところであります。この結果、昭和四十七年度中に、年間給付費の約二分の一にも及ぶ三千数百億円の巨額の借り入れ金をかかるといふ破局的状況を招き、その借り入れにも限度があるところから、医療費の支払い遅延等の不測の事態さえも憂慮されるところであります。

わが国被用者保険の中核であります政府管掌健康保険の財政がこのように安定を欠いたままでは、抜本改正の実現にも重大な支障を来たすところから、昭和四十七年度においては、何よりもまずこのような事態の解決をはかった上で、昭和四十九年度からの抜本改正への円滑な移行をはかりたいと考えております。政府といたしましては、このよう箇点に立てて、次に述べますような内容の健康保険法及び厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案を提出いたしました次第であります。

以下その内容の概略を御説明申し上げます。

第一は、保険料及び傷病手当金等の基礎となる標準報酬の区分について、最近の賃金実態に即して、その上限を二十万円に、下限を一万二千円に改めるものであります。

第二は、政府管掌健康保険の保険料率を千分の七十から千分の七十三に改めるものであります。

第三は、当面の措置として、現在保険料の算定

にその必要性が指摘されてきたところでありまして、政府といたしましては、先般そのための所要の法案を提出いたしましたところございまして、昭和四十八年度からこれが実施をはかりたいと考えておるところでございます。

一方、かねてより問題とされてまいりました政

府管掌健康保険の財政状況は、昨年提案いたしました改正法案が成立を見なかつたこともありまし

ております。

第四は、政府管掌健康保険に対するこれまでの定額国庫補助を根本的に改め、定率制の国庫補助を導入するものであります。その率につきましては、原案では百分の五といたしたのであります

が、衆議院において、昭和四十七年度は百分の七、昭和四十八年度以降は百分の十とする旨の修正が行なわれたところであります。

第五は、政府管掌健康保険の保険料率についてはこれを弾力的に調整できることとし、これにあわせて国庫補助の調整規定も設けていたのであります。

第六は、衆議院における修正により、これらの規定は削除されることとなり、また、この保険料率の弾力調整規定が削除されたことに対応して、昭和四十七年度末における累積損失を補てんするための一般会計からの繰り入れ権限、新規借り入れ

の限定期等のための厚生保険特別会計法の改正は行なわないこととされたところであります。

なお、この法律の実施時期につきましては、衆議院における修正により、昭和四十七年七月一日からとされております。

以上が、健康保険法及び厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。

何とぞ御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いを申し上げます。(拍手)

以上が、健康保険法及び厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。

○須原昭二君 私は、日本社会党を代表し、ただいま提案説明のありました健康保険法等の一部を改正する法律案について、佐藤總理並びに関係大臣にお尋ねをいたすものであります。

今法案は、いわゆる累積赤字を処理しようとす

る単なる財政対策にすぎないものであります。

軸とした公共的な機関であって、給付と保険料の

性を尊重して、特別保険料の徴収は任意といたしております。

第六一 國家公務員たる看護婦等の給与改善に

関する請願(三十九件)

第六二 米軍北富士演習場の賃貸借契約終了に

関する請願

第六三 元満鉄社員に対し恩給法の適用に関する請願

第六四 郵便貯金の預金者貸付制度の法制化に関する請願

第六五 国産材の振興対策等に関する請願(四件)

第六六 山村開発次期対策の早期実現に関する請願(二件)

第六七 農林年金(農林漁業団体職員共済組合)制度改善に関する請願(三件)

第六八 国内林業の抜本的振興対策に関する請願

第六九 さけ、ますはえなわ漁業の転換に関する請願

第七〇 米の検査規格五等米の存続に関する請願

第七一 國際海洋法の制定促進に関する請願

第七二 家畜共済制度の改止に関する請願

第七三 農林年金制度改革に関する請願(六件)

第七四 中小漁業経営改善資金対象範囲の拡大に関する請願

第七五 特別被寄米(黒しょく米)の発生防止対策等に関する請願(十件)

第七六 外国產生糸の輸入規制に関する請願(二件)

第七七 加工原料乳の保証価格引上げに関する請願(三件)

第七八 「林業振興に関する決議」の早期実施に関する請願(二件)

第七九 てん菜の最低生産者価格引上げに関する請願(二件)

第八〇 農政の基本方向確立に関する請願

第八一 林業災害補償法(仮称)の制定促進に関する請願

第八二 森林法の改正促進に関する請願
補償等の措置に関する請願

第八四 北上山系総合開発事業の実施促進のための特別法制定に関する請願

第八六 昭和四十七年産生産者米価値上げに関する請願

第八八 森林組合(単独)法及び森林災害補償法の制定に関する請願

第八九 昭和四十七年産生産者米価値上げに関する請願

第九〇 農政の基本方向確立に関する請願

第九一 林業災害補償法(仮称)の制定促進に関する請願

第九二 米軍北富士演習場の賃貸借契約終了に

関する請願

第九三 元満鉄社員に対し恩給法の適用に関する請願

第九四 郵便貯金の預金者貸付制度の法制化に関する請願

第九五 国産材の振興対策等に関する請願

第九六 山村開発次期対策の早期実現に関する請願

第九七 農林年金(農林漁業団体職員共済組合)制度改善に関する請願

第九八 国内林業の抜本的振興対策に関する請願

第九九 さけ、ますはえなわ漁業の転換に関する請願

第十〇 米の検査規格五等米の存続に関する請願

第十一年 國際海洋法の制定促進に関する請願

第十ニ 家畜共済制度の改止に関する請願

第十III 農林年金制度改革に関する請願(六件)

第十IV 中小漁業経営改善資金対象範囲の拡大に関する請願

第十V 特別被寄米(黒しょく米)の発生防止対策等に関する請願(十件)

第十VI 外国產生糸の輸入規制に関する請願(二件)

第十VII 加工原料乳の保証価格引上げに関する請願(三件)

第十VIII 「林業振興に関する決議」の早期実施に関する請願(二件)

第十IX てん菜の最低生産者価格引上げに関する請願(二件)

第十X 農政の基本方向確立に関する請願

第十XI 林業災害補償法(仮称)の制定促進に関する請願

第十XII 森林組合(単独)法及び森林災害補償法の制定に関する請願

第十XIII 昭和四十七年産生産者米価値上げに関する請願

第十XIV 農政の基本方向確立に関する請願

第十XV 林業災害補償法(仮称)の制定促進に関する請願

第十XVI 森林組合(単独)法及び森林災害補償法の制定に関する請願

第十XVII 昭和四十七年産生産者米価値上げに関する請願

第十XVIII 農政の基本方向確立に関する請願

第十XIX 林業災害補償法(仮称)の制定促進に関する請願

第十XX 森林組合(単独)法及び森林災害補償法の制定に関する請願

第十XXI 昭和四十七年産生産者米価値上げに関する請願

第十XXII 農政の基本方向確立に関する請願

第十XXIII 林業災害補償法(仮称)の制定促進に関する請願

第十XXIV 森林組合(単独)法及び森林災害補償法の制定に関する請願

第十XXV 昭和四十七年産生産者米価値上げに関する請願

第十XXVI 農政の基本方向確立に関する請願

第十XXVII 林業災害補償法(仮称)の制定促進に関する請願

第十XXVIII 森林組合(単独)法及び森林災害補償法の制定に関する請願

第十XXVIX 昭和四十七年産生産者米価値上げに関する請願

第十XXVI 農政の基本方向確立に関する請願

第十XXVII 林業災害補償法(仮称)の制定促進に関する請願

第十XXVIII 森林組合(単独)法及び森林災

バランスをはかるという保険財政の収支の問題が表面に出てきますが、しかし、その根底には、国民の医療需要の実態を考慮して、医療とは何か、保険とは何か、保険と保障との関係はいかにあるべきか、という基本的な問題点が常に追求されなければならないのです。しかるに、政府は、今回が初めてといらばいざ知らず、ここ十年間、幾たびか帳じり合わせといふ算術上の問題として受けとめ、同時に解決すべき懸案の医療保険制度の抜本改正などは、常にお茶をにごし、手をつけなかつたのはいかなる理由によるものか、ばく大な赤字を累積させてきた政府の責任をどのように感じておられるのか、まず冒頭にお尋ねをいたしたいと思うのであります。(拍手)

今回、その反省のないままに、政府は、あつかましくも、再び累積した赤字をこの際きれいに清算した上で、抜本改正など医療制度の改革は、四十八年度から順次軌道に乗せていくと言わわれておりますが、総理、あなたが内閣を組織されて以来、ときあることに、医療保険の抜本改正、医療制度の充実を国民の前に公約されてきたことは、よもやお忘れにならないことであります。残念なことに、事、医療についての七年半にわたる佐藤内閣の考課表は、全く点のつけようがない白紙の答案であつたと言つても、決して過言ではないと思うのであります。

しかも、総理の公約は、もやはあなたの在任中にはとうてい実現不可能な段階にあります。すなわち、あなたが四十八年度まで総理の座にあるといふことは、いまや一億国民だれ一人として考えていいないのであります。総理の政治責任はここのほか重大であります。直ちに責任をとつて退陣を明らかにされることが、憲政の常道と言わざるを得ないのであります。この際、今法案をいさぎよく撤回され、新政権のもと、当然、同一線上で討議すべき健保連二法案をそろえて再提案されることが、最も責任ある行政の態度であると思うのであります。が、総理の所信をあえてお尋ねをい

されなければならぬのであります。しかし、決算の結果においては、わずかに五十八億あります。四十三年

たすものであります。(拍手)

第二には、赤字の実態についてであります。

去る四十二年八月、特例法を強行採決された當時、政府は、なお单年度において三百二十億の赤

字が出ると言いました。しかし、決算の結果にお

いては、わずかに五十八億であります。しかるに、度では、当初百四億の赤字見込みに対しても、実際には、これまたわずかに二十四億円、四十四年度は、当初九十一億円に対しても六十六億円、いずれも、当初の赤字の見込みに対してきわめて激減をいたしておるのであります。このたび、政府は、四十七年度末には、赤字は三千億以上に達すると予告をいたしておりますが、これら過去の実績から見ると、今回の政府の赤字見込み額は、過大見積もりであり、過大宣伝であると言わざるを得ないであります。が、その疑念をはらす明確なる御答弁をいただきたいと思うのであります。

また、四十六年度末には、一千九百四十九億円の赤字になると見つておられます。その中には、固定資産の部分、あるいは保険料の未徴収の分、計四百二十九億円が入っておるのであります。これは当然赤字に算入すべきものではないのであります。まして、これこそまさしくあると言わざるを得ないのであります。いかがでありますよ。

さらに、累積赤字の大半は、国庫からの借り入れ金の利子の分が大半であります。たとえば、

四十三年度の赤字二十四億円に対して、累積赤字

の利子六十四億円、四十四年度の赤字五十六億円

に對して、累積赤字の利子は七十六億円と、利子

相当部分が実際の累積赤字の大半を示しておる

うこの事実であります。政府は、二千億円のこ

の赤字をたな上げをする。これは画期的なことで

あると、従来、自画自賛されてきましたが、管

理、運営の責任が政府にある以上、政府の責任で

處理をすることは当然のことであると言わなければならぬのであります。しかも、いま厚生大臣

からお話をございましたように、衆議院においてはまいません。これこそ、「保険あって保障

へ第一歩として、私たちは断じて認めるわけ

おるということを忘れてはなりません。これに特

別保険料をかけるということは、全く言語道斷と

思つてあります。勤労者

料をかけるというが、ボーナスというものは、企

業の期末利潤と違つておるのであります。勤労者

の姿勢について、総理並びに太蔵大臣、厚生大臣にお尋ねいたしたいと思うのであります。

第四は、支出の合理化についてであります。

いま、わが国の医療は、多くの患者を短時間で

みる、いわゆる三分診療によつて、医療の質は医

療の量にかわりつつあります。量が多いだけに、

診療報酬支払基金のチェックは、ほとんど無審査

にひとしく、しかも、技術料が安いといふ医師の

免罪感もあつて、濃厚医療や過剰投薬による点数

かせぎが横行している事実であります。現に、政

管健保における本人一件当たりの平均点数が、家

族のそれに比べて約一・六倍であります。約二百

点以上の開きがあるという事実を御存じでしょ

う。このことは、本人が十割給付だから、点数を

積赤字のたな上げは削除するということであります。全く、私は、これはすりかえではないかと言わざるを得ないのであります。いかがであります。

現在、国保に対する國の補助率は、総医療費の四五%であります。これを健保のように給付費に対する補助率に換算すると、一〇%に相当するのであります。したがつて、健保に国保並みの補助を出すとすれば、健保には「一分の一の事業者の負担がないのであります。が、これを加算すると、実際に一二%の国庫負担が必要となつてくるのであります。かかるに、政府の原案はわずかに五%、衆議院の修正が七%ないし一〇%といたしまして、

ます。

なお国保並みに達していないことはしかと銘記をしていただきたいと思います。とおりわけ、老齢者やあるいは低所得者の多い健保の構成の実態を考えるときに、わが党が主張いたしましたが、なかなか上げていくといふ努力は、政府として当然の責務であると言わなければならぬのであります。にもかかわらず、国の負担は、この四年間据え置かれたままであります。そのため、国民の負担は、それに比して五〇%もふえてまいりました二〇%まで上げていくといふ努力は、政府として当然の責務であると言わなければならぬのであります。にもかかわらず、国の負

も、現に過酷なる、過大なる保険料が集められておるという事実であります。すなわち、医師に見捨られたところのいわゆる無医地区が全国に三千近くあり、その後さらに増加の一途をたどっております。そこに住む約百万の国民は、常に生命の危機におびえておるという実態を御存じであります。まさに「保険あって医療なし」、これはど割り高な保険料がどこの世界にあるであります。

さきに政府は、「福祉なくして成長なし」「人間

尊重の政治の実現」という名言を吐かれました。

これがもし真意とするならば、國の施策の中で、

国民の健康の確保を最優先に取り上げ、そのため

の財源は優先的に配分するということが、ます確

認されなければならない必須の条件であると言わなければならぬと思うのであります。

さきに政府は、「福社なくして成長なし」「人間

尊重の政治の実現」という名言を吐かれました。

これがもし真意とするならば、國の施策の中で、

国民の健康の確保を最優先に取り上げ、そのため

の財源は優先的に配分するということが、ます確

認されなければならない必須の条件であると言わなければならぬと思うのであります。

国民の命、国民の健康を守るべき國の責任と、

その姿勢について、総理並びに太蔵大臣、厚生大臣にお尋ねいたしたいと思うのであります。

第四は、支出の合理化についてであります。

いま、わが国の医療は、多くの患者を短時間で

みる、いわゆる三分診療によつて、医療の質は医

療の量にかわりつつあります。量が多いだけに、

診療報酬支払基金のチェックは、ほとんど無審査

にひとしく、しかも、技術料が安いといふ医師の

免罪感もあつて、濃厚医療や過剰投薬による点数

かせぎが横行している事実であります。現に、政

管健保における本人一件当たりの平均点数が、家

族のそれに比べて約一・六倍であります。約二百

点以上の開きがあるという事実を御存じでしょ

う。このことは、本人が十割給付だから、点数を

上げるために必要以上の検査、必要以上の注射、

と言わざるを得ないのであります。

はたして政府は、あくまで個人の責任の原理、相互扶助の原則をどこまでも固守していく方針なのか、この際明らかにされたいと思うと同時に、特に、国民には、皆保険として保険加入を強制しておきながら、医療を受けられないところであります。

官報 (号外)

ないとする濃厚医療のあらわれと言わなければなりません。いかがでしよう。特に、薬価基準と実勢価格とのはなはだしい差益、薬を使えば使らばなるをうかるという薬価点数システム、さらに、アリナミンの例にあるごとく、アリナミンの請求額がその生産額を上回っているというこの実態、この代替請求の実態など……。英国では一三%といわれる薬代が、わが国では世界に類例のない四・八%の高率、保険医療費の約半分近くが薬代といふのは、だれが見ても薬の使い過ぎであると言わなければならないと思うのであります。かかる薬の大量投与が、一方では薬の副作用を呼び、現にキノホルム、サリドマイド、コラルジルに見られるような医原性疾患を発生させ、病気をなすべき治療が、かえって新しい病気を生み出すという矛盾をいまさらけ出しているのであります。一刻も早く、無限に營利を追求できる現物給付、出来高払い制度を改め、医師など医療担当者の技術力を適正に再評価するとともに、技術料中心の診療報酬体系と調剤報酬体系の二本立てのもと、チャック技術としての医薬分業を強力に促進し、少なくとも、薬の多少で利益を得るような薬価点数システムを廃止し、独占薬価を抑制するなど、収入面をはかる前に、まず支出面の改革が先決の問題であると言わなければならぬと思うのであります。

百歩譲つてこの法案を認めて、赤字の解消は、今回もまた一時的であって、長期の安定策でない現実は事実であります。そもそも、医療保険といふものは、失業保険や年金保険と違って、保険のサイドに乘らない本質を見のがしてはならないと思うであります。すなわち、医療保険のかんによって受給資格を押さえることはできないものであります。一方、給付のサイドでは、病気の発生を認定するにあたって客觀性が乏しく、被保險者の主觀的な判断で診療を受け、給付が始まると、医療行為が開始されなければ判定ができないものであります。特に、医療保険は、病氣を完全になおすという医療の完遂性という性格を受け、受給期間を制限すべきでないし、給付の内容についても、患者の病状に応じて保険関係上、第三者である医師が主体的に判断して決定するものであるからであります。したがつて、医療保険といつても、厳然として保険としての限界が存在するわけであります。これを忘れて、ただ保険だから収支の均衡、収支相等の原則に立つて保険財政を維持しようとしても、事の解決にはなり得ないといふことなのであります。この点、政府は、医療保険の、保険としての限界をどのように考えておられるのか、お尋ねいたしたいと存じます。

さらに、現在の現物給付の場合、あまり保険経済の収支の面ばかりを強調しますと、往々にして、制限診療におちいりやすく、もし制限診療して給付の内容を落とすと、それまでせつかく給付した経済効果をゼロにしてしまう。ここに医療の特殊性があるのであります。そして保険のワクに閉じ込めないときに、初めてわれわれが願望するところの医療保障といふものが必要となってくるのであります。しかるに政府は、医療保障を忘れ、ただ保険財政の維持のみに狂奔しているところに、政府の医療政策の根本的な立ちおくれを痛感するものであります。保険経済を守る道は、現に西欧諸国が実施しておるよう、医療保険の守

備範囲を限定することであります。西欧諸国では、比較的経費のかからない一般医の段階の医療を、保険が受け持つ範囲として、費用のかさむ病院医療やあるいは不採算医療、保険のベースに乗らない難病、奇病などはその対象外として、しかも、病院医療の固有の機能を考えて「公費負担、無償」とされているのであります。このように、わが国でも、医療保険の守備範囲に限度を設け、限度以上のものは公費医療にするという努力、言ひかえるならば、医療保険から医療保障へといった積極的な努力がどうしても必要な段階にあるのであります。しかるに、政府は、保険であって保険になり得ない制度をそのままにし、かつ変わりつゝある国民の疾病構造の変化に目をつぶり、病気になるのは個人の責任だ、赤字になるのは医者になります。はたして社会保障の充実に全力をあげると言つた政府のストーランは、どこへ消えてしまつたのであります。はたして人間尊重の政治と持ち、どのような段取りで推進されようとしておるのか。総理、厚生大臣、この際は、抽象論でなく、はつきりと御明示をいただきたいと思うのであります。

総理、佐藤政権の寿命はもはや時間の問題であります。間もなく終わりを告げようとしております。特に医療保険の問題は、あなたが総理に就任当初からの課題です。いま、その根本的な解決をもなされないまま、きょう、この日を迎えておるのであります。有言実行、しかも、多くの国民の声に耳を傾けず、おそるべき医療の荒廃をそのままにして、このたびのよろんな悪法を最後に、国民に混乱と不安を残したまま政権の座を去られるあなたのあります。

のうしろ姿を見るときに、何といってもむなしに限りと言わざるを得ないのであります。

総理、「立つ鳥跡を濁さず」のことばは、いま、あなたのためにあると言つても過言ではないと思ひのであります。この国会が、佐藤内閣にとって残された最後の、ただ一つの機会です。重ねて佐藤総理の虚心な態度と勇ある決意を心から期待いたしながら、私の質問を終わる次第であります。(拍手)

〔国務大臣佐藤栄作君登壇、拍手〕

○国務大臣(佐藤栄作君) 須原君にお答えをいたします。

須原君からは、御意見をまじえてきわめて広範な問題についてお尋ねがあります。したが、私からは、政府の基本的な考え方についてお答えをいたします。足りない点は厚生大臣及び大蔵大臣から補足をいたしますので、前もって御了承をお願いいたいと思います。

ところで、まず、須原君も御指摘のように、ただいま趣旨説明を行なった健康保険法の改正は、政府管掌健康保険の財政基盤の確立をはかるうとするものであります。須原君は、これだけを切り離してやるのはけしからぬと言われますが、政府管掌健康保険の財政状況は極度に悪化しております。このままこれを放置すれば制度崩壊の危険すらあるので、医療保険の抜本改正を実現するためにも、その中軸をなす政管健保の健全化をはかることが、どうしても必要であります。この対策は、私の責任でありますので、私の在任中にぜひときたとの御意見が述べられましたが、私も、抜本改正及び医療基本法案の国会提出がおくれたことで、どうか、このような事情を十分御理解されまして、本法案の成立に御協力のほどお願いをいたします。

次に、須原君から、この法案は、健康保険制度の抜本改正及び医療制度の改革とともに審議すべきだとの御意見が述べられましたが、私も、抜本改正及び医療基本法案の国会提出がおくれたことは、まさに遺憾に思っております。また、おわ

びもいたします。

ただ、須原君も御承知のように、これらはいずれも国民生活に密接な関連を有し、また、その取り扱うべき内容が複雑多岐にわたつて、利害関係が錯綜して、いたりするため、国民的合意を得られるような成案を得るのに不本意ながら時日を要したものであります。抜本改正につきましては、ようやく成案を得て、先日国会に提出いたしましたし、また、医療基本法案につきましても、近く提出する予定でございますので、十分御審議頂くことを、よろしくお願いいたします。

最後に、医療制度の将来について、国民皆保険が達成された今日、医療保険を中心として国民医療の確保をはかつてまいるべきものと考えます。私は、今回の老人医療対策のように、社会的な要請に即応しながら、公費負担医療をこれに適切に組み合わせていくことにより、国民に対する医療保険をより充実していくことが望ましいと考えております。

以上私からお答えをいたしました。その他は担当大臣に答えてさせます。(拍手)

○國務大臣(水田三喜男君) 累積赤字二千九百四十九億円のうちに、赤字として算入すべきでないものが含まれているというお話をございましたが、それはそのとおりでございます。といいますのは、政管健保でいう累積赤字とは、年度末における累積の收支不足をさしておるものでありますて、この收支の不足は借り入れ金によってまかなわれております。したがつて、四十七年度末におけるこの借り入れ金は もし政府の原案どおり財政対策が実施されるものとしますと 二千九十四億円に達するという見込みでございますが、この中には、おつしやいましたような未収入金とか、あるいは福祉施設としての病院等の固定資産といふものが入っておりますので、繰り越し損失、純然たる繰り越し損失というものに見合ひ金は千七百六十六億円という数字になら

そこで、三千億円のこの赤字見込みは非常に誇大な宣伝ではないかといふお尋ねでございましたが、これは本年の二月に医療費の引き上げがあることでもございますし、いまのまま何らの対策もしないでおいた場合には、「本年、昭和四十七年度には単年度赤字として千三百億円が出てくる」と、これははつきりした見通しでございます。そうしますといふと、この四十七年度末においては、借り入れ金の総額は三千数百億円にのぼるということござりますので、これは決して過大な見積もありであるということは言えないと思います。

それから、この健保会計の赤字は、当然これは国のお責任で処理すべきものであるというお話をございましたが、やはり保険制度のたてまえ上は、本来は保険会計の自主的努力によつて補てんすべきものであつて、国庫で負担することについては、これは国民の税金でまかなわれることでもござりますし、必要と認められる場合に限定されるべきであつて、累積損失の補てんを全部当然国が負担するものであるということは適当ではないと考えます。(「利子を入れよと言つたんだ」と呼ぶ者あり)利子は、この赤字について伴つたものでござりますので、結局、この赤字の責任が全部国の責任といふのではないでござりますから、したがつて、この利子の全額補てんが国の責任ということは言えないだらうと思います。

これを今度はたな上げしてしまつたことは云々というお話をございましたが、最初、政府は、一定の国費の補助を行なう、それによつて累積赤字はもう保険負担からははずして別個に一般会計で見ると、そしてあとは、長期的に収支が償うよう弾力条項を置くといふような構想でいきましたところが、今回衆議院で大きく修正されました。そうしますといふと、これは長期的な対策としての今回の措置を、短期的対策に置きかえられたといふことで、それに対応して、したがつて、この

弾力条項が取れると同時に、たな上げに対する国
の一般会計の補てんという条項も取れたといふこと
でござります。そして國の補助率が増したと
いうことでござりますので、会計は相当収入が増
額になると見ます。したがつて、それとの見合
い、いろいろなことから、残されたたな上げ債務
の償還については、また別途にあらためて再検討
しなければならなくなつたものというふうに私は
考えております。決してすりかえたものではござ
いません。

それから國庫負担が少ないといふ問題で、一
〇%の補助金にからんだ御質問がございました
が、御承知のとおり、社会保障給付に対しても國の
負担がどうあるべきかといふことについては、い
ろいろ今まで論議されており、社会保障制度審
議会においても議論をいたしておりますところでござ
いますが、今までの結論といいましては、一般
的に社会保険に対する国費の負担は、生活保護の
ような救貧的な措置、それから防貧的な措置とし
ての社会福祉施策、それから社会防衛の見地から
する結果、精神病に対するような公費負担の医療
費、こういうようなものについては、優先的に国
費を支出すると、国費で負担すると、そうでない
ものについては優先度が低くなつて、これは社会
保険制度で運営するということに大体なつております
ので、したがつて、いま御質問がございまし
たが、守備範囲をはつきりしたらよからうといふ
意見は、私も賛成でございます。公費負担の項目
をはつきりきめると、そうすれば、これはもう国
費の負担になつて、保険会計からはずされるとい
うことになりますので、はずされたあとこの保
険給付につきましては、これはやはり保険料の範
囲内においてその給付をするといふ、本来の保険
制度の運営をやつて赤字を防ぐという運営ができる
なら、これは理想的でござりますので、やはり国
が持つべきものというものを保険制度の中でき
ちやごちやにやるんじゃなくて、守備範囲を確定
するというようなことが、私は、将来に対する改善

○國務大臣（齊藤昇君）　国民の医療と保険との関係につきましては、総理からもお答えがございましたとおりでございまして、医療保険は国民の医療に対処をする制度として、その一部分と申しますか、大部分と申しますが、一部であるということは御意見のとおりでございます。したがつて、保険の分野でないとところにおいて、國も医療の面で施策を充実させなければならぬ点が多く多々ありますから、御意見のとおりでございます。したがつて、保険の分野でないところにおいて、國も医療の面で施策を充実させなければならぬ点が多く多々あります。まず、医療の供給体制もそうでありまするし、また、これは最後におつしやいましたが、医療保険の守備範囲と、その守備範囲外に出るものは、いわゆる医療の公費負担——保険の中における公費負担ということもさることながら、保険以外で、たとえば、社会予防的な疾病あるいは社会の諸事情から起こつてくる疾病、公害あるいは、その他これに類するような、個人的な事情によって起こつてくる疾病でない、社会の構造の変化その他によつて起こつてくる疾病といふようなものは、これは公費負担でまいらなければなりませんし、また、低所得層の人たちに對しては、公費の医療扶助も充実してまいらなければなりませんし、なすべき施策は、保険以外の点においても非常にたくさん分野があるわけであります。政府といたしましては、いままで、二ードに応じてこれの拡充をはかつてまいりましたが、今後、さらに一そくこれを強化してまいらなければならぬ、かように考えます。

財政面に対する事柄につきましては、大蔵大臣からお答えのありましたとおりであります。その中で、一つ、単年度の赤字の予想は、いつも決算よりも少ないのではないかという御意見がございました。これは、当初の予想よりも赤字の少なかつた年もありますし、また、予想外に赤字を出した年もあるわけであります。これは御承知のように、保険料の基礎になる給与の上昇の見込みが実

際と狂ったという場合、また、総医療費が、国民の受診が予想よりも高まつたといふような年、これはその年の、あるいは流行性感冒がはやつたとか、いろいろな事柄も関係するわけでございますが、過去の実績からその年の状況を推定いたして、間違いのない予算の編成をいたすのであります。しかし、事実と若干食い違うところがございますので、赤字があえたり、あるいは減つたりするのは、これはやむを得ないと御了承をいただきたいと存じます。

特別保険料として賞与の中から保険料を取るのはどういう趣旨であるか、これには反対であるといふ御趣旨でございましたが、これはもともと、保険料の基礎になります標準報酬を定額な給料だけにするか、あるいはまた、総報酬制をとるのが適当であるかという議論があるわけであります。他の社会保険におきましては、総報酬制をとっている保険もあるわけであります。ただ、医療保険におきましては、今まで定額の給与だけを基礎にしておつたわけであります。このたゞ千分の三を上げます場合に、定額報酬だけによっておりますと、低所得層の方々にはむしろ実際として重いという感覚を持つ。したがって、総報酬制を加味したような考え方で、賞与から一部保険料をいたぐりというようにするほうが、低所得層の方には軽くて、そして給与の高い方にはそれ相応に負担をしてもららうといふ趣旨から適当ではなからうかと、かように思いまして、当分の間この制度を実施をいたしてみたい。そして、保険の財政が、収支がバランスをとれるようになれば、これをもとの形にしたい。しかしながら、総報酬制のほうが多いといふ意見が多くなつてまいれば、そういうようにも将来改正を考えみてはどうであらうかと考えますが、今日の段階におきましても、短期間の問題にしてもらいたいという御意見も、審議の途中で衆議院の段階ではござい

ました。そういう御趣旨を体して実施をいたしました」という答弁をいたしておる次第でございます。

また、無医地区等を例にあげられており、同一の保険料を、医療の供給体制の整つているところと整つていないところ、これを同一に取るのは不公平ではないかといふ御意見でございます。もちろん、無医地区をいつまでも存在せしめるることは、医療の供給体制の面からまことにやあいが悪いわけでありまして、これを解消するように、今後もさらにあらゆる手段を尽くしまして努力をいたしますと同時に、今日、無医地区といわれておりますところは主としていわゆる僻遠の地域であります。ここれらの被保険者はほとんど国民健康保険に入つておられるわけであります。健保の被保険者は比較的少ないこと、かように考えておるわけであります。したがいまして、健保の被保険者の中におきましては、そうおつしやるほどの不均衡はない。国保間の、市町村間の健康保険料、それから供給体制、このアンバランスにつきましては、これが調整をする方途を考えてみたいと存じます。

抜本改正の中にその規定を入れておるわけでございます。

医療は、一体、保険に乗り得るのか、保険としての限界があるのでないかといふお尋ねがござりますが、先ほど申し上げるとおりであります。医療は保険のみで国民医療がまかなえるものではございませんが、しかし、その医療費の調達の面といたしまして、今日行なつております趣旨における医療保険は、ますます充実させてまいります。かように考えております。

医療保障と公費負担の点につきましても、先ほどお答えを申し上げましたとおりでございます。(拍手)一方、総理の言うところの、一体をなすものであるはずの抜本改正案は、つい先日の五月十六日に提出され、しかも、中身は、抜本とは名ばかりの改正案であり、政府の考へている抜本とは、本が抜けているということをさすのではないかとさえて言われているものであります。いわんや、基本法案は、ついにいまもつて提出されていない実情の常事態に遭遇し、国民は、十年余りにわたる政府の医療保険制度に対する無為無策に、心底から憤りを感じたのであります。事態収拾に際し、政府は、医療保険制度の抜本改正を今国会に提出することを約束したのであります。が、政府は、その約束を破つたばかりではなく、先国会で廃案になつた法案とほとんど同じ法案である、政管健保の赤字解消をはかるための単なる財政対策法案をまず提出したのであります。

この政管健保の赤字問題は、今回初めて出てきた課題ではなく、五年前の四十二年、さらに三年前も、そのたびごとに、政府は、国民や野党の大反対の中で強行採決によつて成立させ、一時しおぎをやつてきたものであります。したがつて、今回また法案が提出されたということは、医療制度の抜本改正を公約した政府のたび重なる国民への裏切り行為であり、断じて許すべからざる行為であります。しかも、本案を抜本改正案や基本法案と切り離して先行させたということは、どうしても納得できません。

総理は、本年三月の衆議院本会議において、「この健康保険法の改正案は、医療保険の抜本改正のための法典及び医療基本法案と一体をなすものであり、これら一連の法律によつて皆保険の名に値する制度の改善をはかる」と述べておられます。ところが、実際はどうですか。国民負担による赤字解消策である本案だけは、何としても成立させたいため、会期最終日である本日、本院に上程し、会期延長をはからうとまでしているではありませんか。

一方、総理の言うところの、一体をなすものであるはずの抜本改正案は、つい先日の五月十六日に提出され、しかも、中身は、抜本とは名ばかりの改正案であり、政府の考へている抜本とは、本が抜けているということをさすのではないかとさえて言われているものであります。いわんや、基本法案は、ついにいまもつて提出されていない実情の常事態に遭遇し、国民は、十年余りにわたる政府の医療保険制度に対する無為無策に、心底から憤りを感じたのであります。事態収拾に際し、政府は、医療保険制度の抜本改正を今国会に提出する

ことは、医療保険制度の抜本改正を今国会に提出することを約束したのであります。が、政府は、その約束を破つたばかりではなく、先国会で廃案になつた法案とほとんど同じ法案である、政管健保の赤字解消をはかるための単なる財政対策法案をまず提出したのであります。

この政管健保の赤字問題は、今回初めて出てきました」と期日を指定して、そろしてこの医薬分業を促進いたしたいといふ規定を入れておますが、規定のみならず、実際そういう方向で少なくともこの

三、四年くらいの間に、都市における医薬の分

ました。

また、無医地区等を例にあげられており、同一

の保険料を、医療の供給体制の整つているところと整つていないところ、これを同一に取るのは不公平ではないかといふ御意見でございます。

また、無医地区等を例にあげられており、同一

の保険料を、医療の供給体制の整つているところと整つていない

会建設への政治指導の機能を高めて、医療保険問題の解決につとめ、国民生活に安定した環境をつくりたい」と述べられましたが、その所信に反し、この改正案を優先したお考えを明らかにしていただきたいのであります。

次に、政管健保の赤字解消策についてであります。

次に、医療制度の抜本改正のあり方についてであります。

わが党の医療制度抜本改正の基本理念は、生命の尊重を根本とし、国民の健康を完全に守つて、いける体制を確立するところにあります。そして、

今日の医療行政の欠陥は、国民皆保険を一方的に強制していくながら、国民が医療を受けるべき医師と医療機関の不足と、不整備を放置してきたところである。

らにあると考え、そしした医療制度の全面的な改革を断行し、現行の複雑多岐にわたる医療保険制度を、まず被用者保険、地域保険に統合し、さらには一本化の方向にすべきであると思ふが、

並びに厚生大臣の見解を伺いたい。

公害の脅威はますます広域にわたり、環境破壊は我が国全体に及んでいることは周知のとおりで

あります。農薬は言うに及ばず、薬品あるいは添加物等々による人体汚染は、目に見え

ないところで進行していると考えて間違いありません。こうした状況を考え、国民の健康管理の問題

題について、国は積極的に取り組み、時代に即応した具体策を進めるべきであります。国民の健康と平穡、福祉と開拓をめざすには、毛遂の自荐

を、「福徳を向」させるには、従来の治療儀の医療から脱皮しなければならないと思うのです。すなわち、疾病予防、治療、リハビリが、

テーションを通じた一貫した健康管理体制を確立する必要があると思うのであります。が、總理並びに

に厚生大臣の御所見をお伺いします。
そして疾病予防のための健康診査については、

現在のような妊娠婦、乳幼児、老人等の特定の層や、結核、ガン等の特定の疾病のみを対象によ

るこま切れの施策ではなく、すべての国民を文
に、定期的に受けることができるような体制を整
備すべきであると思いますが、この点の總理の御
所見を伺いたい。

なお、健康管理に要する費用については、公
負担とすべきであると思いますが、この点、厚
大臣、大蔵大臣からお答え願います。

昭和四十七年五月十六日

参議院会議録第十七号 健康保険法及び厚生保険特別会計法の一部

改正する法律案(趣旨説明)

また医療保険における予防給付の導入についてはどのようにお考えか、大蔵大臣並びに厚生大臣の御所見をお伺いいたします。

次に、老人医療についてお尋ねします。

老人福祉法第二条には「健全で安らかな生活を保障」するところがうたわれております。すなわち、所得保障と医療保障とは老人福祉の重要な柱であります。厚生年金、国民年金の老齢年金支給開始年齢は、それぞれ六十歳、六十五歳であることを考えあわせ、年金支給と同時に、医療についても保障されることが必要であります。かつまた、現在、老人の健康診査は六十五歳からとしており、精密検査の結果、疾病とわかれば、当然医療を受けなければならぬのであります。これらのことを考えあわせ、老人医療の公費負担を最低六十五歳からにする必要があると思うのですが、お答えいただきたいと思います。

最後に、母子保健対策についてであります。

わが党としては、母子保健の問題は、産前、産後を通じて一貫した総合施策を講ずべきであるとの考え方から、先般母子保健法の一部を改正する法律案を提出しております。出産給付については、正常分娩の場合、疾病ではないという考え方から現物給付はなされおりません。しかしながら、医療保険による十割給付は、先進諸国が多くが実施しているところであります。世界の趨勢であります。出産費について全額保険給付を行なうか、あるいは公費負担とするお考えがあるか、厚生大臣の御所見を承りたいと思います。

一九七〇年代は、社会保障全般にわたつての発想の転換をはからなければならぬときに入つてゐる所以であります。そして今日、長期計画着手の段階に入つていなければならぬはずであります。それにもかかわらず、医療保険の抜本対策の前提要件である医療制度を見ても、医療供給体制の整備、診療報酬体系の適正化、医薬分業体制の確立等々、いずれも現在のような圧力団体に右顧左顧なし、財政対策のみきゅうきゅうとして、患者

法案の撤回を強く要求して、私の質問を終わります。
(拍手)

〔國務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕
○國務大臣〔佐藤榮作君〕 柏原君にお答えをいたします。

院の財政基盤の確立をはからうとするものであります。政府管掌健康保険の財政状況はきわめて悪化しております。このような状況では、抜本改正の実現にも重大な支障を来たすことになりますので、ぜひとも早急に成立をはからなければならぬのであります。

は、すでに国会に提出いたしたところであり、医療基本法案につきましても、近く国会に提出いたす予定であります。これらの法案の国会提出がなされたことは、先ほどもあやまつたのでございまいますが、まことに遺憾に思つております。先ほどお

答えたように、政府といたしましては、しかし、最善を尽くしたつもりでありますので、どう

かこの点御了承をいただきたいと思います。
次に、柏原君から、政府は赤字をすべて受益者負担によって解決しようとしているとの御批判がありましたが、今回の改正案におきましては、保険料率の引き上げ、特別保険料の徴収などのはかり、新たに定率国庫補助の制度を導入して、国が相当の負担を行なうこととしております。このにつきましては誤解のないようにお願いをいたします。

○國務大臣(齋藤昇君) 総理のお答えのなかつた
点だけを申し上げたいと存じます。
健康管理に要する費用は公費で負担すべきでは
ないかという御意見は、特に職場等の健康管理に
要するものは、その職場の企業に負担をさせるとい
うのが原則であると思いますが、一般の国民健
康管理に要する費用は、公費を原則とするとい
う御意見には賛成でござります。そのつもりで、い
ままでも施策をやつておりますし、今後、この
施策を充実させてまいりたい、かように考へま
す。
老人医療の無料化、これを六十五歳に引き下げ
るべきではないかという御意見でございますが、
一般の、この法案の御審議の際にも、そういう御意
見がございましたが、老人医療の無料化は今度初
回に譲りますから御了承願います。(拍手)
〔国務大臣(齋藤昇君)登壇 拍手〕

昭和四十七年五月二十六日 参議院会議録第子

を御提案を申し上げておる次第でございまして、したがつて、現物給付にするにつきましては、なそのやり方について検討を要するものと、かように考えております。

国民の健康管理のためには、疾病の予防、治療、リハビリ、それを全部総合的に含めるべきではないかという御意見は全く同感でございまして、医療基本法におきましても、その根底に立つて医療の基本的な施策の方針を、この基本法においてきめていただきたい、かように考えております。医療基本法は、医療の供給体制、いまおっしゃいました予防から、健康管理からリハビリに至るまで、全部をひらくめまして、今日の国民医療にふさわしいあり方に持っていく基本的な問題をここに確立をしていただいて、それに基づきまして、国民のすべての方々に対する完全な医療をして、医療制度と相まって完備をさせたいと、こういぢ考へてございますので、これまた御了承をいたた

号 健康保険法及び厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案について
ては、七十歳が適当であると、かように考えて法案を提出いたしました次第でございます。今後、その実施の状況を見まして、そうして七十歳では無理であるかどうかという点を、この実情を十分判断した上で、またさらには改善すべきであれば改善をいたしたい、かように考えます。

母子保健対策の重要なことは御意見のとおりであります。公明党から提案をされましたが母子保健法の改正案の基本的な考え方には賛成でございますが、現実問題として、いま直ちに実施をするとの困難な問題もござりますので、逐次、そちらの方針に従つて充実をさせてまいりたいと、かように考えます。ことに、分べん給付を現物給付にすべきではないかという御意見でございますが、御承知のように、この分べん料を現物給付とするための点数化は非常にむずかしいわけでござ

〔議長退席、副議長着席〕
○中澤伊登子君 私は、国民が深い関心を持つて見詰めております健康保険法改正案について、民社党を代表いたしまして、佐藤總理をはじめ、関係大臣に質問をいたします。

そもそも、このたびの健保改正案は、政管健保の財政立て直しをねらいとするものであります。が、政管健保の財政に赤字が生じ始めたのは昭和三十七年であります。そのときの赤字額は十六億円であったと記憶いたします。その後、年を重ねることに赤字は雪だるま式に増大を続け、十年を経た今日では千三百億円にもなるといわれます。この原因について總理は、三月十七日の衆議院において、わが黨の田畠議員の質問に答えられて、「この財政危機は、今までいろいろ財政対策を行なってきたが、十分な効果があがっていないなからだ」と述懐されました。国民は、政府の責任者から論評を聞きたいのではなくて、今後

正する法律案(趣旨説明) きたいと存じます。(拍手)

【国務大臣水田三喜男君登壇、拍手】

○国務大臣(水田三喜男君) 私への質問は、いま
總理及び厚生大臣がお答えされたとおりでござい
ます。

ただ、そのうちで老人医療の問題でございます
が、これは、この制度を決定するときに、政府・
与党いろいろ議論が出来まして、やはり六十五歳
から実施したいということで骨折りましたが、七
十歳から出発しても、初年度千百億円以上の経費
を要することになりますので、この平年度化を
しばらく見て、実情に応じて目標は、将来六十五
歳まで年齢を繰り下げていくという目標を置くと
いうことをきめて、とりあえずの出発を七十歳と
いうことにした次第でございますので、私どもも、将来そこまではぜひこの政策を強化したいと
考えておる次第でございます。(拍手)

三つのマイナス要因を持つていることが常識として指摘されています。一つは所得水準の低さ、一つは労働環境の悪さ、一つは年齢構成の老齢化であります。このような構造的なマイナス要因は、政管健保の被保険者の責任ではありません。私は、政管健保の赤字問題の本質は、低賃金の反映であるととらえてしかるべきものだと思います。昭和四十六年三月現在での標準報酬の差を見てみますと、組合健保の平均六万一千九百十五円に比して、政管健保のそれは、四万九千九百六十円であって、その差は実に一万一千九百五十五円であります。政管健保をして、組合健保と同じ条件で財政運営を可能ならしめるためには、この賃金格差を埋めてやることが根本でなければなりません。

の対策を、そして、それに取り組む決意と姿勢をつかみ取りたいのです。

そこで、総理にお伺いいたしますが、あなたが述懐されるように、これまでの財政対策が効を奏しなかつたのはなぜですか。そして、その反省が今回の法案のどこに、どのように組み込まれているのですか。医療費支出が保険料収入を上回つたから、赤字が生じたから、だから保険料を引き上げて収入をふやすという、単純な算術計算に基づく対策がこの法案の柱であるように、私には受け取れるのです。それは、総理がつい先日、述懐された「十分の効果をあげ得なかつた」、その対策の繰り返しではないのですか。私どもは、昭和三十七年以來、そのような責任転嫁対策では、根本的な解決にならないと御忠告申し上げてきたのであります。が、いかがですか。総理の御見解と、今後

昭和四十七年五月二十六日 参議院会議録第十七号 健康保険法及び厚生保険特別会計法の一部を改正する法律

する法律案（趣旨説明）

ん。そのためにこそ、財政援助をしているのでしょうか。だのに、赤字が生じたら、保険料を高くして始末すべきだとする議論が、財政当局を支配的手段として使われているのであります。保険の原則を貫くことによって、医療保障を後退させる結果を生じさせるような、手段と目的とがひっくり返ってしまうような道をとつてはならないのであります。大蔵大臣の御見解を伺いたいと思います。

次に、一部負担に関して、厚生大臣の見解をお伺いいたします。

医療費の増加に対処するには、受診をコントロールするために、一部負担が必要だとする見解があります。それは、受診をコントロールしなければならないほどに、被保険者が医療を受け過ぎるという認識を前提としています。受診率は、患者側の判断に依存して変動する要素を持つていますが、だからといって、好き好んで、時間をつぶして、むだな医者を通いをする被保険者がいるのでしょうか。受診のコントロールによって、受診率が低下することは、それだけ早期受診の機会が失われることを意味します。それは、ときどきして症状を重くし、かえって医療費を増大させるものにもなり、さらには、死亡の原因ともなるおそれがあります。ですから、一部負担は本来好ましいものではないのです。やむを得ずそれを取るべきは、必要な受診を阻害しない限度を常に考慮することが必要であります。一部負担のゆえに、受診できない人々が多くなった結果、所得の低い人たちと同じように拠出した保険料を使って、一部負担を苦にしない豊かな人ただけが利用することになつては、医療保険本来の目的を見失うことがあります。

また、薬価一部負担の不合理は、昭和四十二年に実施してみて実証済みです。投薬は医師側が決して始末すべきだとする議論が、財政当局を支配的手段として使われているのであります。保険の原則を貫くことによって、医療保障を後退させる結果を生じさせるような、手段と目的とがひっくり返ってしまうような道をとつてはならないのであります。大蔵大臣の御見解を伺いたいと思います。

薬を拒むことができない性格のものであります。したがつて、患者は医師の判断に、患者側からブレーキをかけて抑制効果を望むのは少し的がはずれているといら理論的な欠陥があります。そして、いたずらに受診を抑制するだけに終わってしまうのであります。不適正な医療、投薬の状況があるのならば、むしろ医師側に対しても、科学的妥当性を持たない医療をチェックし、排除する制度をつくることのほうか、より緊急の課題なのではないでしょうか。

先日も、公害病認定患者に対し、投薬され薬を全部飲んだら死んでしまはうとの処方がされているという、おそるべき事実が学界で指摘され、人々をおそれおののかせました。そこで、如何一部負担にかえて、医療行為の有効性、科学性に関する評価をさらにきびしくする制度をつくるべきであると考えますが、いかがでしょうか。答えをお願いします。

いずれにしても、今回の健保改正で、保険料の引き上げ、標準報酬における上下限の引き上げ、ボーナスに対する特別保険料の設定等、一部負担の引き上げという重要な柱は、そのいずれもが利用者負担の原則で貫かれているもので、例によて例のごとく、赤字の原因が利用者の過剰な医療需要にあるという認識の上に立つて、受益者負担の財源対策のみを優先していることは明らかなる実であります。これは一方的なものとの考え方であり、医療需要が多面化し高級化すれば、医療費用がふえることは避けられないことでありますし、そのゆえに、むだがあるのなら、当然努力して、むだをなくすべきであります。現に、赤字列出さない組合健康保は、そのために疾病の予防、健康管理を含めて医療費のむだの排除につとめて、支出しの節減、合理化に大きな成果をあげています。その意味から、政府、管理責任者として、全くその努力を払わず、怠慢によって生じて、赤字を利用者にしわ寄せさせることは本末転倒であります。したがつて政府も、当然、行政努力

由によつてむだの医療費を排除すべきだと考えます
が、この点について政府はどう考えられますか、
また、いかなる努力を行なおうとしているか、具
体的に示していただきたいと思います。

なお、今日までの累積赤字を当初たな上げにす
るはゞでありましたのに、たな上げが廃止されま
したが、これでは、幾ら経営を改善する努力をし
ても、そのかいもなく、赤字がふえることにな
り、遠からずまたパンクすることになりますが、
一体どうするつもりでござりますか、当然政府の
責任で始末をすべきですが、その決意がおありで
すか、總理、大蔵大臣にお伺いいたします。

最後に、医師の養成対策について、文部、厚生
両大臣に伺います。

昨年は大阪刑務所をめぐる不正入試事件があ
りましたが、摘発された二十数名の不正入学者のうち、九五%が医科系の学生でありますのに驚か
されました。その驚きがさぬなのに、ことには
早々に浪速医科大学といまほろしの計画に乗つ
て、二十一億円という膨大な入学予約金がむだ金
になりそぞだといふ事実を突きつけられ、世間を
あ然とさせました。最近——医師の養成のために
は一ころ五百萬円の入学金が必要だと言われてお
りましたが、いつの間にか七百万円になり、最近
では一千万円が相場だとさえわざされておりま
すが、大臣はお聞き及びでしょうか。これでは困
家的医療資源として優秀な子供がいても、庶民、
サラリーマンの子弟では意欲があつても医師にな
なれません。現在公私立の医大がありますが、門
戸は狭いし、これで今後、医師養成が事足りると
思われますか。一体、医師の養成はお金が要素な
のか、実力が要素なのかを疑わせるに至つていま
す。生命を託すことになる医師のことだけに、
人々の不安は大きなものがあります。なぜ医学部
にこういうことが起るのでしょうか。一体、原
因はどこにあるとお考えでいらっしゃいますか、お答え
をいただきたい。

私どもは、医療担当者の養成は、公の責任にお

いて遂行されることを前々から要請してまいりました。さらに、病院という医療施設の整備を公の責任で、計画的に行なうべきであるということを強調してまいりました。少なくとも、国民のだれもがいつかは利用する可能性のある社会資本的なものは、私益の対象からははずして、公費でまとくなつていくべきであることも主張してまいりました。今回提出される関連法案の中には、医療担当者の養成、医療施設の整備の必要性はうたわれておりますが、それがだれの責任において行なわれるのかには触れられていないようあります。医療施設の整備が私人の責任にゆだねられて、しかも世襲財産として受け継がれ、しかもそこで医療に当たる要員の養成までが私人の責任に放置されている限り、なお、またその費用を私人がかせぐ医療費の中から捻出しなければならない状況が続く限り、明朗な日本の医療の前途は開けていかないと思いますが、明快なお答えを伺わせていただい、私の質問を終りますが、本日の質問に対し、各党が三名もの婦人を立てたことは、国民の健康に対し、また、たび重なる赤字対策の健保の改正に対し、なみなみならない关心と熱意と怒りのあらわれであることを、政府も十二分に肝に铭じていただくより強く要望して、私の質問を終わらせさせていただきます。（拍手）

することとした次第でござります。

次に、政府原案にあった累積赤字たな上げ規定が衆議院の修正によりまして取りやめとなりました。赤字の処理はどうするかとのお尋ねがありました。今回の改正により、政管健保の財政は安定するものと私は考えております。また、過去の累積赤字につきましては、今後さらに処理方針を検討したいと考えておりますが、その詳細は厚生大臣並びに大蔵大臣から、また、その他の問題につきましてはそれぞれ主管大臣からお答えをいたします。

〔國務大臣水田三喜男君登壇、拍手〕

○國務大臣(水田三喜男君) 組合健保あるいは政府管掌健保の間ににおいては、被保険者の所得水準とか年齢の問題、その他に幾多の差異がある。したがつて、その差異に即して、給付や負担が不公平にならないような措置が必要であるということについては、全くそのとおりだと思いますが、それならそれを、どうしてその公平さを期したらいいかと申しますと、一つは、いま出ておりますいわゆる抜本対策の問題でございまして、そういう各種の組合のいわゆる財政調整ということが必要だらうと思いますが、今回は、これが時期尚早といふことになりましたので、とりあえず、老人医療について共同で医療事業を行なうというようなことが行なわれますが、これもこの二つの会計を調節することです。ございまして、政管健保の被保険者の負担増を抑える一つの方法であらうと思います。

それに対しても一つは、政府の補助金をどれだけ出すかという問題でございますが、今回の場合は、今までの累積赤字は一般会計において全部処理するということを前提として、今後どうすればこの会計から赤字を出さぬかという計算に基づいて、そうして五%の定率負担というものを決定したわけでございますが、これが国会で、この政府案が修正されることになるといったら、

従来の計算が狂つてしまいりますので、修正されたことを基礎にしまして再検討の上、やはり当初政

府が考えておつたような方向で、被保険者にあります。そこで負担をかけないという方向で、この累積赤字の処理はしたいと思っております。さつき、政府が累積赤字につきましては、今後さらに処理方針を検討したいと考えておりますが、その詳細は厚生大臣並びに大蔵大臣から、また、その他の問題につきましてはそれぞれ主管大臣からお答えをいたしました。どうか、さように御了承をいただきたい

〔國務大臣(高見三郎君登壇、拍手)〕

○國務大臣(高見三郎君) 累積赤字のたな上げと弾力条項によつて、政管健保の財政の恒久的な安定をはかりたいと、かように考えておつたのであります。しかし、衆議院におきました、今までにない慎重な御審議をいただき、健保法案はこれは因縁法案であるとさえ言われておりましたのに、このたびは非常に慎重に審議をしていただき、そろそろ御意見は尊重しなければならないと、かように考

えております。

さて、その累積赤字をそれでは今後どうするかといふお尋ねでございますが、大蔵大臣からお答えをいたしましたように、これはいわゆる社会保障法であるとさえ言われておりました。私は、この御意見は尊重しなければならないと、かのように考

に国民のためになるのではないだろうか、今日の所得水準から考えますと、抜本改正で考えてお

ります程度の一部負担、あるいは薬価の一部負担をは受診の抑制になるようなものではないと、かよびは非常に慎重に審議をしていただき、そろそろ御意見は尊重しなければならないと、かのように考

えております。

さて、その累積赤字をそれでは今後どうするかといふお尋ねでございますが、大蔵大臣からお答えをいたしましたように、これはいわゆる社会保障法であるとさえ言われておりました。私は、この御意見は尊重しなければならないと、かのように考

に、診療の請求書の中にあるやまちがあつたり、あるいは過当な請求をしたりするものがなきにしもあらずであります。少なくとも、これは組合健保がしている程度の効率的な監査をする必要があるといふことが、これはむしろ適切である、かよう

に改訂におきまして、被保険者の、十割負担の被保険者に対しましては、ある程度の一部負担をするといふことが、これはむしろ適切である、かよう

に考えております。これは受診をコントロールするといふ意味ではなくて、むしろ医療保険は、高額な医療を保険でまかなくといふほらがほんとうにあります。ほんの抜き取り検査でありますから、したがつて、仕事の能率化、機械化をはかりますとともに、所要の人員を増しまして、所要の人員を増しても二十数億円の人員費を必要とする

ような人員は要るまいといふことで、これは大蔵大臣ともすでに特に話を進めております。そういう意味で、そりいつた効率的な運営といふものを

はかつてまいりたいと、かのように考

えます。医師、歯科医師のみならず、パラメディカルの職員の養成は、看護婦その他を含めまして、国の責任で、そろして公費でやるといふことは、医師の養成対策は、これは全く国の責任だと考

えます。医師、歯科医師のみならず、パラメディカルの職員の養成は、看護婦その他を含めまして、公費でやるといふことは、医師の養成対策は、これは全く国の責任だと考

(拍手)

〔國務大臣高見三郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(高見三郎君) お答えいたしました。医師の養成につきましては、先ほど厚生大臣が

おいて医師を養成することが最も大切だと思っております。ただ、当面千二、三百名の定員を増やすなければならぬという問題を充足いたしますためには、基礎医学の教官にいたしましても、解剖死体の確保にいたしましても、急に間に合わない事情もございますので、今年は皆さまの御賛同を得まして、三校だけ国立で創設準備費をつけました。さらに引き続いて、この問題は国公立を中心としに増設をするという方向に進んでまいりたいと存じております。

やみ入学金の問題につきましては、中沢先生御指摘のとおり、私も遺憾ながら事実であると申上げざるを得ないのであります。これは私立大学等の国庫補助を増額する等の方法によりまして、大学の経営を健全化させることによって、だけこれを抑制することに全力をあげるつもりでございます。どうぞ御了承をいただきたいと思ひます。(拍手)

○副議長(森八三一君) 小笠原貞子君。

五原縣志

○小笠原貞子君 私は、日本共産党を代表して、健康保険法等の一部改正案について、総理並びに関係大臣に質問をいたします。

今日、ひどい物価高に加えて、命と健康の問題が國民を深く脅かしております。このことは、厚生省の調査によつても、病気になつた人の数が、昭和三十年の三百九十五万人から昭和四十五年の七百二十五五万人に、すなわち、十五年間に実に二倍半になつてゐることにはつきりあらわれております。私は、このような深刻な事態の責任は何よりも佐藤總理、あなたの政府と大企業にあるべきことを強く指摘しなければならないと思います。いま、空も海も川も公害によゝさせ、人の生命の母体である自然が破壊されています。母親のお腹にまで PCB が入り、よこされ、幼子の命がむしはまれているのは、一体なぜなんだろうか、母として心の底からの怒りを覚えるのです。痛ま

い交通事故で年ごとに百万人の人たちを傷つけるのでしようか。その上、労働者は労働災害によって毎年百七十万人も死傷し、職業病も日に日に激増しております。それらの原因を正しく見ると、一人一人の心がまえや努力が足りないとおっしゃるならば、絶対に個人の責任にすりかえられるものではなく、その原因是、まさに大企業の利潤本位の高度成長と、それを推進してきた政府にあることは議論の余地のないところであります。政府は、国民の命を守る医療制度について、相互扶助、自己責任原理なるものを国民に押しつけようとしております。しかし、今日の事態の最大の責任が政府と大企業にある以上、国民の命と健痺は、國と企業の責任と費用で守るべきであり、ここにこそ、「國は、すべての生活面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と命じた憲法第二十五条の精神があると思うのですが、総理の御見解を伺いたいと思います。

い交通事故で年ごとに百万人の人たちを傷つけて、命を奪うものは何なのか、被害者である国民一人一人の心がまさや努力が足りないとおっしゃるのでしようか。その上、労働者は労働災害によって毎年百七十万人も死傷し、職業病も日に日に激増しております。それらの原因を正しく見ると、ならば、絶対に個人の責任にすりかえられるものではなく、その原因是、まさに大企業の利潤本位の高度成長と、それを推進してきた政府にあることは議論の余地のないところであります。政府は、国民の命を守る医療制度について、相互扶助、自己責任原理なるものを国民に押しつけようとしております。しかし、今日の事態の最大の責任が政府と大企業にある以上、国民の命と健康は、国と企業の責任と費用で守るべきであり、ここにこそ、「国は、すべての生活面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と命じた憲法第二十五条の精神があると思うのですが、総理の御見解を伺いたいと思います。

補助のわざかな引き上げと引きかえに、ただでさえ低賃金の中小企業労働者に一そり重い負担を背負わせようとしております。政府は、福祉国家の建設なるものを宣伝しておられます。しかしのことばが真実であるならば、保険料率の七・三%の引き上げ、ボーナスにかける特別保険料などの措置をやめるべきであり、国の責任で生まれた累積赤字は当然な上げにし、さらに国補助率を、さしあたり二〇%に引き上げるべきだと思ひます。その誠意が一体おありなのかどうか、あらためて承りたいと思ひます。

さらに、赤字の第二の要因は、政府が大製薬会社の高い薬品価格を野放しにし、健保財政を乱費しているところにあります。今日、十大製薬会社が毎年三百億円に近い広告費を使いながら、五〇%前後する異常に高い資本利益率をあげているのは、おもに原価の数倍にも及ぶ高い薬品価格に原因があります。ところが、政府は、この高い価格を、高い薬価基準によつて保証し、医師の技術料は低く定めるという措置を通じて、大量の薬品が医療保険で使われるよう仕向けておりまます。今日、健保の医療費の中で薬剤費が実際に四割をこえ、健保財政の赤字の重要な原因をなしていいる理由は、以上のところにあると言わなければなりません。政府は、健保財政の赤字を真剣に解決しようとするなら、このような措置を改め、大製薬会社の薬品価格を最低二割は引き下げるべきだと思ひますが、その意思がおありかどうか。また、医師の技術を尊重し、診療報酬は適正に引き上げるべきだと思いますが、その意思もおありかどうか、御答弁をお願いしたいと思います。

私は、政府が以上の措置をとりさへするならば、国庫補助二割で千五百五十六億円、独占薬価百億円の赤字は十分に解消できるということを強調いたしたいと思います。

最後に、今後の医療制度の根本についてお伺いしたいと思います。

今日、国民が心から求めているものは、たれも、いつでも、どこでも、ただでかかる。行き届いた医療保障制度であります。このような制度を完備することこそ、ほんとうの福祉国家の内容でなければなりません。ところが、政府は、ILOの条約も取りきめている正常分べんや予防に医療給付を適用しておらず、リハビリテーションへの適用を強く制限しているあります。しかも、政府は、初診料や入院費、薬剤費などの患者負担を大きくする、いわゆる抜本改正案なるものを準備し、病気になつても医者にもかかれないようにしております。總理、これがあなたの「高度福祉国家」でしようか。

わが党は、政府がILO条約百二号、百三十号を直ちに批准し、正常分べんや健康診断に健保の医療給付を適用し、リハビリテーションにも制限なしに適用すべきであり、初診料など患者の自己負担は当然全部なくすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

また、国と企業の負担をふやし、本人、家族とともに十割給付を実現し、病気のときはただで医者にかかるといふ、そして行く行くは被保険者の掛け金も全部なくすべきだと思いますが、国民のこの切実な要望におこたえになる誠意がおありかどうか、御答弁をお願いしたいと思います。

また、今日ほど医療従事者や医療施設の不足が痛感されているときはありません。全国二千九百九十九地区にわたる無医地区や貧弱な救急医療体制、「待ち時間三時間、診療三分」といわれる診療内容など、國民が医療を受ける権利は著しく制限されております。昭和三十五年から昭和四十四年の十一年間に患者数は八〇%も増加していますが、医師はその間にわずかに二〇%、看護婦は二八%しか増えただけであります。これでは医療従事者の努力にもかかわらず、医療内容が低下し、医療従事者の苦労が重くならないわけにはいきません。わが党は、政府が責任を持つて、医療従事者の大量の養成と待遇改善、国公立の医療機関の整備拡充、

今日、国民が心から求めているものは、たれも、いつでも、どこでも、ただでかかる。行き届いた医療保障制度であります。このような制度を完備することこそ、ほんとうの福祉国家の内容でなければなりません。ところが、政府は、ILOの条約も取りきめている正常分べんや予防に医療給付を適用しておらず、リハビリテーションへの適用を強く制限しているあります。しかも、政府は、初診料や入院費、薬剤費などの患者負担を大きくする、いわゆる抜本改正案なるものを準備し、病気になつても医者にもかかれないようにしております。總理、これがあなたの「高度福祉国家」でしようか。

わが党は、政府がILO条約百二号、百三十号を直ちに批准し、正常分べんや健康診断に健保の医療給付を適用し、リハビリテーションにも制限なしに適用すべきであり、初診料など患者の自己負担は当然全部なくすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

また、国と企業の負担をふやし、本人、家族とともに十割給付を実現し、病気のときはただで医者にかかるといふ、そして行く行くは被保険者の掛け金も全部なくすべきだと思いますが、国民のこの切実な要望におこたえになる誠意がおありかどうか、御答弁をお願いしたいと思います。

また、今日ほど医療従事者や医療施設の不足が痛感されているときはありません。全国二千九百九十九地区にわたる無医地区や貧弱な救急医療体制、「待ち時間三時間、診療三分」といわれる診療内容など、國民が医療を受ける権利は著しく制限されております。昭和三十五年から昭和四十四年の十一年間に患者数は八〇%も増加していますが、医師はその間にわずかに二〇%、看護婦は二八%しか増えただけであります。これでは医療従事者の努力にもかかわらず、医療内容が低下し、医療従事者の苦労が重くならないわけにはいきません。わが党は、政府が責任を持つて、医療従事者の大量の養成と待遇改善、国公立の医療機関の整備拡充、

無医地区の解消、夜間・休日診療の保障、救急医療体制の確立などを緊急に実現すべきだと思いますが、そのおつもがおありかどうか。以上の諸点を伺つて、私の質問を終ります。

(拍手)

【國務大臣佐藤栄作君登壇、拍手】

○國務大臣(佐藤栄作君) 小笠原君にお答えをいたします。

まず、小笠原君から、国民の健康が破壊されてゐる、こういう御指摘がございました。全体として見れば、戦後、国民の平均寿命は著しく伸びております。このことからも明らかなどおり、国民の健康水準は著しく向上していると評価すべきではないでしようか。これは、全国人民に対する医療事故をどうした」と呼ぶ者あり)國の施策を、よしと考へられます。政府といたしましては、今後もこれらの方面における國の施策——(公害、交通事故など)と呼ぶ者あり)國の施策を、より積極的に進めていく考えであります。

なお、ただいま声を大きめされました、不規則発言ではあります。御指摘の公害病の問題につきまして、公害の発生源に対する防止対策、被災者に対する医療教養等、また、職業病につきましても、それぞれの対策を講じまして、國もできるだけのことをしてまいりたい。今後もこの方針を積極的に進めていく考えでございます。

次に、将来の医療制度につきましては、今後も医療保険を中心としてその充実をはかつてまいりたいと考えております。

また、小笠原君は、直ちに保険給付の大改革をはかれとの御意見のようであります。医療保険各制度間の均衡を考慮しながら着々と改善をはかっていく、それが実際的だと、かように考えております。今国会に提案している抜本改正法案におきましても、このための所要の措置を講じていらっしゃるところであります。

最後に、医療従事者の確保及び医療施設の整備につきましては、從来から各種の施策を講じてい

るところであります。政府といたしましては、今後とも、すべての国民がひとしく必要な医療を受ける機会を与えられるよう、医師等の確保及び医療施設の体系的整備を総合的かつ計画的に推進してまいります。國としてもできるだけのことをするつもりであります。

以上、私からお答えをいたしましたが、その他

の点については、関係大臣から詳細に御説明いたさせます。(拍手)

【國務大臣水田三喜男君登壇、拍手】

○國務大臣(水田三喜男君) 政管健保の場合、政

府の補助率は二〇%にしたらどうかというお尋ね

でございましたが、いまの、今年度にたとえは當

てはめてみますといふと、二〇%の政府、國費の

食担と申しますと、大体千五百億円といふことでございましたが、そうしますといふと、もう保険会

計の自主的努力とかなんとかいろいろなものは一切要らないといふことになりますので、そなります

ございましたが、先ほども申しましたように、公費

負担の医療をもつて補完する形で、この医療保障

制度によって行なつておるのが実情でござ

いませんが、今後ともこのたてまえはくずさない

で、維持しながら、実情に応じてこれは拡充して

いくべきものというふうに考えます。

その場合に、将来、保険料をただにするのを

考へないか、ということをございます。問題

は、保険料という社会保険負担によつて、保険制

度で社会保険給付を求めるか、あるいは租税とい

う形で負担して、ほとんど直営に近いような、國

費の負担によって社会保障制度を維持するかとい

う問題でございまして、イギリスの例が出ました

が、その後には、今度は保険料ではなくて租税

等を保険の中でも見るようといふ御意見でござりますよ。ILOはどうした」「進行」と呼ぶ者あり)

○副議長(森八三一君) 斎藤厚生大臣から補足説明がござります。

【國務大臣斎藤昇君登壇】

○國務大臣(斎藤昇君) 分べん給付あるいはリハビリ等を保険の中でも見るようといふ御意見でござりますが、分べん給付は、先ほど中沢議員にお

といふものがあつて、歐州の各國におきましても、保険負担によつておるところは、別に保険制度に國家の補助を求めていないと、こういう運

用をしておるところでござりますので、しょせん、保険料をゼロにするということはできない。

もしそうするなら、それだけを税に置きかえた負担にする以外には方法はないだろうというふうに考えます。(拍手)

○國務大臣(斎藤昇君登壇、拍手) 薬価基準を引き下げる

その引き下げた幅を医師その他の技術料等に振り向けるべきであるという御意見は、これは全く同感でござります。その方針でやるようになつておるわけであります。今後もやつてまいりたいと感でござります。その方針でやるようになつておるわけであります。今後もやつてまいりたいと感でござります。ただ、薬価基準は、薬の値段をむしろ存じます。ただ、薬価基準は、薬の値段をむしろこれできめているようにおっしゃいますが、そろではなくて、薬価基準は、薬の実勢にあわせて基準をきめているわけであります。

そこで、その実勢を引き下げるという御意見でござりますが、今日、薬の価格は自由価格であります。今後もやつてまいりたいと感でござります。ただ、薬価基準は、薬の値段をむしろ存じます。ただ、薬価基準は、薬の値段をむしろこれできめているようにおっしゃいますが、そろ

ではなくて、薬価基準は、薬の実勢にあわせて基準をきめているわけであります。

そこは、その実勢を引き下げるという御意見でござりますが、今後もやつてまいりたいと感でござります。ただ、薬価基準は、薬の値段をむしろこれできめているようにおっしゃいますが、そろ

ではなくて、薬価基準は、薬の実勢にあわせて基準をきめているわけであります。

(拍手、「ILOはどうだ」と呼ぶ者あり)

ILO条約につきましては、できるだけ数多く批准をするように努力を続けておる次第でございました。

○副議長(森八三一君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(森八三一君) 日程第一 昭和四十五年

度一般会計国庫債務負担行為総調書(その2)

日程第二 昭和四十五年度一般会計予備費使用

院送付)

○副議長(森八三一君) 日程第三 昭和四十五年度特別会計予備費使用

院送付)

○副議長(森八三一君) 日程第四 昭和四十五年度特別会計予算總則第

十条に基づく経費増額調書及び経費増額調書

(衆議院送付)

受入	支払命令済額
六、一七八、三一七百万円余	一一〇、二〇九百万円余

一、本件決算は、これを是認する。

二、内閣に対し、次の通り警告する。

(1) 綱紀の厳正は行政の根幹である。本委員会における昭和四十四年度決算審査の過程において、農林省東海農政局、日本道路公団名古屋支社、林野庁秋父營林署等に汚職事件をめぐる綱紀の弛緩がうかがわれたことは遺憾である。

政府は、かかる不祥事のよつてきたる原因をなす機構運営上の問題に対し真剣に取り組み、綱紀の引き締めに一層努むべきである。

(2) 各省庁の指導監督の下にある公益法人には、補助金をうけながら事業効果を挙げていないもの、その出版物の買上げを関係省庁に依存しているもの、その委託調査費で政府職員が海外出張を行なつているもの、高級公務員天下りの場となつてゐるもの等世間の非難的となつてゐる法人が少なくない。

政府は、みずから姿勢を正すとともに、この種公益法人の指導監督に一層厳正を期し、殊に高級公務員の天下り人事の弊に対しても適切な措置を講すべきである。

(3) 日本体育協会所属のースポーツ団体が札幌オリンピックに備えての強化合宿において不祥事件をおこしたことは遺憾である。

政府は、とにかく経理のすさんになりがちなスポーツ団体の事務体制に改善の措置を講じ、経理についての監査機能を強化し、この種事案の再発防止に努むべきである。

(4) 日本私学振興財団が、私立大学等に対する経常費補助事業を実施するにあたり、補助金の交付が適正を欠いていると認められるものが、司直の手の及んでる「神野学園」を始めとして、会計検査院の調査したものだけでも一億六千万円にのぼつてゐる。

政府は、私学の助成が重要視され、当財團に対する財政支出の必要が年々増大の趨勢にある状況にかんがみ、適正な補助事業が達成されるよう指導監督に一段の努力を払うべきである。

また從来行なわれてきた競馬益金の畜産振興ならびに社会福祉事業への還元についても、益金増大の趨勢にもかんがみ、今後一層積極的に善処されたい。

(5) 農林省は最近競馬の過熱状況にかんがみ、競馬環境整備につき再検討を行なうべきである。

また從来行なわれてきた競馬益金の畜産振

は、日本国有鉄道が合理化計画をすすめてい

るローカル既設線に直結される路線も數多くあり、このためもあつて完工までなお長期間を要する路線や開業周辺に至つて工事を中止している事態さえあることは遺憾である。

政府は、これら工事への巨額な投資を勘案し、存続すべき路線は存続させる等遅延することなく処理方を確定実施せしめ、投資効果の早期発現に努むべきである。

(6) 競馬振興事業団ならびに民間貿易による牛

肉の輸入の増大にもかかわらず、食肉の流通

状況が好転しないことは遺憾である。

政府は、かかる状況にかんがみ、中間的経費の多い流通機構対策に一層力点をおく等、牛肉の生産価格ならびに消費者価格の安定に積極的な施策を講ずるとともに適切な行政指導を行なうべきである。

(7) 自衛官募集について、防衛庁は、利益を強

調しそぎる募集を行ない、また、労働省は、

公共職業安定所での自衛官募集について、みずから定めた自衛官募集に関する協力の範

囲をこえるが如き便宜供与を行なつた事例が

みられたことは遺憾である。

今後政府は、資料提出の要求に対し十分

その趣旨を体し、すみやかな提出につとめ、

國政調査に支障をきたさないようにしてください。

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、日本国憲法第九十条、財政法第四十条およびその他関係法律の規定により国会に提出されたものであり、その決算額は、次の通りである。

一般会計歳入歳出決算

歳入決算額 七、一〇九、二六六百万円余
歳出決算額 六、九一七、八三七百万円余

特別会計歳入歳出決算

歳入決算額 一六、三〇九、二一六百万円余
歳出決算額 一四、三〇九、四一六百万円余

要領書

一、委員会の決定の理由

右

昭和四十五年十二月二十六日

内閣總理大臣 佐藤 榮作

審査報告書

昭和四十四年度国有財産増減及び現在額総計

右は多数をもつて異議がないと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十七年五月二十四日
決算委員長 足鹿 覚

參議院議長 河野 謙三殿

要領書

日本鉄道建設公団法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決
した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十七年四月十八日

衆議院議長 河野 謙三殿 衆議院議長 船田 中

(小字及び
は衆議院修正)

日本鉄道建設公団法の一部を改正する法律案

日本鉄道建設公団法の一部を改正する法律案

日本鉄道建設公団法(昭和三十九年法律第三号)の一部を改正する。

國(政令で定める大都市及びその周辺の地域)をいう。以下同じ。内に存するものの建設及び政令で定める大規模な改良(以下「大改良」という。)を行なうこと。

五 前号の規定により建設又は大改良をした鉄道施設又は軌道施設を当該地方鉄道又は軌道に係る地方鉄道業者又は軌道経営者に譲渡すること。

第六十九条第二項ただし書中「鉄道新線」を「国鉄新線」に改める。

第七十条の見出しを「(国鉄新線の基本計画)に改める。

第二十一条の見出しを「(国鉄新線の工事実施計画)に改める。

第二十二条の見出しを「(国鉄新線)に改め、同条の次に次の二条を加える。

(地方鉄道の鉄道施設の建設等の指示)

第二十二条の二 第十九条第一項第四号に定める鉄道施設若

けた地方鉄道業者は、運輸省令

で定めるところにより、運輸大臣に対し、公団

が当該鉄道施設又は軌道施設の建設又は大改良

第五条第一項の規定による工事施行の認可を受

けた地方鉄道業者は、運輸省令

で定めるところにより、運輸大臣に対し、公団

が当該鉄道施設又は軌道施設の建設又は大改良

を行なうよう申し出ることができる。

第二十三条第二項中「前項本文」を「第一項本文」に、「又は譲渡しよう」を「若しくは譲渡し、又は前項の規定により鉄道施設若しくは軌道施設を譲渡し、若しくは引き渡す」に、「又は譲渡しなければならない。

第二十四条第二項中「前項本文」を「第一項本文」に、「又は譲渡しよう」を「若しくは譲渡し、又は前項の規定により鉄道施設若しくは軌道施設を譲渡し、若しくは引き渡す」に、「又は譲渡

を行なうよう申し出ることができる。

第二十五条第一項の規定による工事施行の認可を受

けた地方鉄道業者は、運輸省令

で定めるところにより、運輸大臣に対し、公団

が当該鉄道施設又は軌道施設の建設又は大改良

を行なうよう申し出ることができる。

第二十六条第一項第一号中「(第十九条第一項

第三号)に改め、同項中第四号を第六号とし、第三

号の次に次の二号を加える。

四 運輸省令で定める規格を有する地方鉄道又

は軌道に係る鐵道施設又は軌道施設で大都市

八年法律第三百三十四号)による新住宅市街地開発事業の事業地内又は土地区画整理法(昭和二十九年法律第三百十九号)による土地区画整理事業の施行地区内に存する鉄道施設又は軌道施設の建設又は大改良について第二項の工事実施計

画を定め、又は変更しようとする場合において、これらの事業により開発され、又は造成された市街地の居住者のための輸送力を当該建設又は大改良により確保するため当該鉄道施設又は軌道施設に係る工事の施行とこれらの事業の施行とを調整する必要があるときは、建設大臣の意見をきかなければならない。

五 第二項の規定による指示があつたときは、公団が当該建設又は大改良を行なうものとし、かつ、公団及び当該地方鉄道業者又は軌道経営者は、当該建設又は大改良の実施の方法及び鉄道施設又は軌道施設の譲渡又は引渡しについて協議しなければならない。

第六条中「並日本鉄道建設公団」を「日本

鉄道建設公団」に改め、同条第四号ノ規定ニ依リスルモノヲ除ク)に改める。

第三条中「並日本鉄道建設公団」を「日本

鉄道建設公団」に改め、同条第四号ノ規定ニ依リスルモノヲ除ク)に改める。

二十三条第二項に改め、同条第二号の次に次の二号を加える。

二の二 第二十二条の二第二項の工事実施計画を定め、又は変更しようとするとき。

附 則

1 この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。

(施行期日)

2 鉄道敷設法(大正十一法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

3 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

4 鉄道敷設法(大正十一法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

5 第二十二条の二 第十九条第一項第四号の一部を次のように改正する。

6 第二十二条の二 第十九条第一項第五号の一部を次のように改正する。

7 第二十二条の二 第十九条第一項第五号の一部を次のように改正する。

8 第二十二条の二 第十九条第一項第五号の一部を次のように改正する。

9 第二十二条の二 第十九条第一項第五号の一部を次のように改正する。

10 第二十二条の二 第十九条第一項第五号の一部を次のように改正する。

11 第二十二条の二 第十九条第一項第五号の一部を次のように改正する。

12 第二十二条の二 第十九条第一項第五号の一部を次のように改正する。

13 第二十二条の二 第十九条第一項第五号の一部を次のように改正する。

14 第二十二条の二 第十九条第一項第五号の一部を次のように改正する。

15 第二十二条の二 第十九条第一項第五号の一部を次のように改正する。

16 第二十二条の二 第十九条第一項第五号の一部を次のように改正する。

17 第二十二条の二 第十九条第一項第五号の一部を次のように改正する。

18 第二十二条の二 第十九条第一項第五号の一部を次のように改正する。

19 第二十二条の二 第十九条第一項第五号の一部を次のように改正する。

20 第二十二条の二 第十九条第一項第五号の一部を次のように改正する。

21 第二十二条の二 第十九条第一項第五号の一部を次のように改正する。

〔木村勝男君登壇、拍手〕

○木村睦男君 ただいま議題となりました法律案は、最近の大都市における通勤・通学等の輸送需要の増加に対処し、大都市圏における鉄道輸送力を増強するため、日本鉄道建設公團に対し、緊急整備の必要ある複々線化工事、大規模住宅団地に必要な鉄道新線の建設など、地方鉄道にかかる鉄道施設の建設及び改良を行なわせ、完成後その施設を地方鉄道業者に譲渡しようとするものであります。

委員会におきましては、都市計画と都市交通のあり方、資金計画、譲渡価格等について熱心な質疑が行なわれました。その詳細については委員会会議録により御承知願いたいと存じます。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(森八三一君) これより採決をいたしました。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長(森八三一君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

○副議長(森八三一君) 日程第一三 特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題いたします。

まず、委員長の報告を求めます。公害対策及び環境保全特別委員長加藤シヅエ君。

審査報告書

特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律案は全会一致をもつて可決すべきものと議決しました。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十七年五月二十四日

公害対策及び環境
保全特別委員長 加藤シヅエ
参議院議長 河野 謙三殿
要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、絶滅のおそれのある鳥類の保存を図ることの重要性にかんがみ、絶滅のおそれのある鳥類の譲渡等を規制する措置を定めようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用

別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行にあたり特に次の諸点につき適切な措置を講すべきである。

一 渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約の実施にあたつては、渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類の共同研究計画および保存対策に万全の措置を行なうとともに、國務各署との間ににおいて同種条約の締結を促進するよう努めること。

二 特殊鳥類の生息環境保全のため、生息地の買上げ等必要な措置を検討するとともに、各種公害対策の徹底及び原生林の大面積皆伐、鳥類の生息に悪影響のある除草剤の空中散布の規制の検討その他自然環境保全対策の推進等により、鳥類の生息環境の十分な保全を期すること。

三 渡り鳥の生息に必要な干潟の保存確保について特段の努力を払うこと。

四 鳥類保護に関する行政を強化するための組織のあり方並びに鳥類保護の積極的な推進をはかるため環境庁の附属機関として特殊鳥類の人工飼育施設を含めた研究所の設置を検討すること。

育に正規のカリキュラムを織り込むことを検討すること。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しよつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十七年四月二十五日
参議院議長 河野 謙三殿
衆議院議長 船田 中

特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十七年四月二十五日

参議院議長 河野 謙三殿
衆議院議長 船田 中

特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律案

(趣旨)
特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律案

第一条 この法律は、絶滅のおそれのある鳥類の種の保存を図ることの重要性にかんがみ、鳥獸保護及狩獵ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)に定めるものほか、絶滅のおそれのある鳥類の譲渡等を規制する措置について定めるものとする。

(特殊鳥類)

第二条 この法律において「特殊鳥類」とは、本邦又は本邦以外の地域において絶滅のおそれのある鳥類で總理府令で定めるもの(その加工品で

總理府令で定めるものを含む。)をいう。

第三条 特殊鳥類は、前項の總理府令を制定し、又は改正しようとするときは、中央鳥獸審議会の意見をきかなければならない。

(特殊鳥類の譲渡等の規制)

第四条 特殊鳥類又はその卵は、輸出してもよいものでなければ、輸入してはならない。ただし、特殊鳥類又はその卵につき輸出の許可又は輸入の許可又は輸出の證明書又は適合する證明書(當該輸出国が特殊鳥類又はその卵につき輸出の許可を行なう政府機關を有しない國である場合に限る。)を添附してあるものでなければ、輸入してはならない。ただ

し、特殊鳥類又はその卵につき輸出の許可又は捕獲若しくは採取に関する證明を行なう政府機関を有しない國から輸入する場合は、この限りでない。

第五条 前条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第六条 第三条第一項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第七条 第三条第二項の規定により附された同条第一項の許可の条件に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

第八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して各本条の罰金刑を科する。

附則

前項ただし書の許可には、条件を附すこと

ができる。

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこ

3 前項の条件は、第一項ただし書の許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受ける者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。

第四条 特殊鳥類の輸出及び輸入の規制) 特殊鳥類又はその卵は、輸出してはならない。ただし、國際協力として學術研究又は養殖を行なう場合その他の輸出することが特にやむを得ないと認められる場合で政令で定める要件に該当するときは、この限りでない。

第五条 特殊鳥類又はその卵は、輸出を許可した旨の輸出國の政府機関の発行する證明書又は適合する證明書又は輸出の許可を行なう政府機関を有しない國である場合に限る。)を添附してあるものでなければ、輸入してはならない。ただ

し、特殊鳥類又はその卵につき輸出の許可又は捕獲若しくは採取に関する證明を行なう政府機関を有しない國から輸入する場合は、この限りでない。

えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。
 (鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部改正)
 2 島嶼保護及狩猟ニ関スル法律の一部を次のようにより改正する。
 第二十条ノ五第二項中「又ハ都道府県鳥獣審議会ハ本法」を「本法及特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律(昭和四十七年法律第一号)」に改め、「又ハ都道府県知事」を削り、同項の次に次の二項を加える。
 都道府県鳥獣審議会ハ本法ニ依リ其ノ権限ニ属セシメラレタル事項ヲ行フノ外都道府県知事ノ諸問ニ応ジ鳥獣ノ保護養殖及狩猟ニ関スル重要事項ヲ調査審議ス。

第二十条ノ七第二項中「第二十条ノ五第二項」を「第二十条ノ五第三項」に改める。
 (環境庁設置法の一部改正)

第四条第十四号の次に次の二号を加える。

十四の二 特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律(昭和四十七年法律第二号)の施行

に関する事務を処理すること。

第十一条第一項の表中央鳥獣審議会の項中「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」の下に「及び特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律」を加える。

(加藤シヅエ君登壇、拍手)

○加藤シヅエ君、だいしま議題となりました特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律案について、公害対策及び環境保全特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。
 この法律案は、近年における野鳥の生息環境悪化に照らし、絶滅のおそれがある鳥類の種について、保護繁殖をはかつていくことが緊要となつてまいりましたので、別途、日米間に鳥類の保護条

約が調印されたのを機として提出されたものでございます。

そのおもな内容は、まず、本邦または本邦以外の地域において絶滅のおそれがある鳥類を特殊鳥類として定め、その特殊鳥類と卵は、環境庁長官が許可した場合は、譲り渡し、譲り受けをしてはならないことといたします。また、国際協力としての学術研究、養殖等の場合を除いては、輸出が禁止され、輸入には、輸出国の許可証明書、適法捕獲證明書の添付を必要とすることといたしております。

委員会におきましては、鳥類保護に関する行政の基本姿勢と組織のあり方、民間団体の協力に対する助成、生育環境保全に必要な措置としての地区買上げ、森林伐採の規制、獵区狩猟制の検討、アメリカ以外の諸国との鳥類保護条約の締結促進等をめぐって、活発な質疑がかわされました。
 質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
 なお、五党共同提案にかかる附帯決議を付することにいたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(森八三一君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。
 (賛成者起立)

○副議長(森八三一君) 総員起立と認めます。
 よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

国際交流基金法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十七年四月十八日

参議院議長 河野 謙三殿 表田 中

衆議院議長 船田 中

額とする。

一百億円

二 基金の設立に際し、政府以外の者が出資する金額

2 政府は、前項第一号の百億円を出資するものとする。

3 基金は、必要があるときは、外務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができるとする。

4 政府は、前項の規定により基金がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、基金に出資することができる。

5 政府は、第三項の規定により基金がその資本金を増加するときは、金銭以外の財産を出資の目的として基金に出資することができる。

6 前項の規定により出資の目的とする金額以外の財産の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員の評価した価額とする。

7 前項に規定する評価委員その他同項の評価に關し必要な事項は、政令で定める。

(持分の払戻し等の禁止)

第五条 基金は、出資者に對し、その持分を払い戻すことができない。

2 基金は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(持分の譲渡等)

第六条 政府以外の出資者は、その持分を譲渡することができる。

(登記)

第七条 基金は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 基金は、外務大臣の認可を受けて、必要な地方法人とする。

(事務所)

第三条 基金は、主たる事務所を東京都に置く。

2 基金は、外務大臣の認可を受けて、必要な地方法人とする。

(登記)

第七条 基金は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第四条 基金の資本金は、次に掲げる金額の合計

(名称の使用制限)

第八条 基金でない者は、国際交流基金という名称を使用してはならない。

(民法の準用)

第九条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、基金について準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第十条 基金に、役員として、理事長一人、理事四人以内及び監事一人を置く。

2 基金に、役員として、前項の理事のはか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

(役員の職務及び権限)

第十二条 理事長は、基金を代表し、その業務を總理する。

(役員の任命)

第十三条 理事長及び監事は、外務大臣が任命する。

2 理事は、理事長が外務大臣の認可を受けて任命する。

(役員の任期)

第十四条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)は、役員となることができない。

(役員の解任)

第十五条 外務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 外務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その役員を解任することができる。

3 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、外務大臣の認可を受けなければならない。

(役員の兼職禁止)

第十六条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、外務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代理権の制限)

第十七条 基金と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代理権を有しない。この場合には、監事が基金を代表する。

(代理人の選任)

第十八条 理事長は、理事又は基金の職員のうちから、基金の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第十九条 基金の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第二十条 基金の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条項)

第十四条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)は、役員となることができない。

(運営審議会)

第二十一条 基金に、運営審議会を置く。

2 運営審議会は、理事長の諸間に応じ、基金の業務の運営に関する重要な事項を審議する。

3 運営審議会は、基金の業務の運営につき、理事長に対しても意見を述べることができる。

4 運営審議会は、委員二十人以内で組織する。

(委員)

委員は、基金の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者うちから、外務大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 第十五条第二項及び第三項の規定は、委員について準用する。

第四章 業務

(業務の範囲等)

第二十三条 基金は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 國際文化交流の目的をもつて行なう人物の派遣及び招へい。

二 海外における日本研究に対する援助及びあつせん並びに日本語の普及

三 國際文化交流を目的とする催しの実施、援助及びあつせん並びにこれへの参加

四 日本文化を海外に紹介するための資料その他國際文化交流に必要な資料の作成、収集、交換及び頒布

五 國際文化交流を行なうために必要な調査及び研究

六 前各号の業務に附帯する業務

七 前各号に掲げるもののはか、第一条の目的を達成するため必要な業務

2 基金は、前項第七号に掲げる業務を行なおうとするときは、外務大臣の認可を受けなければならぬ。

3 基金は、その業務を円滑かつ効果的に行なうため、関係の行政機関その他の機関及び団体と

緊密に連絡するものとする。

(業務方法書)

第二十四条 基金は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、外務大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、外務大臣で定める。

第五章 財務及び会計

(事業年度)

第二十五条 基金の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画等の認可)

第二十六条 基金は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、外務大臣の認可を受けなければならない。

(財務諸表)

第二十七条 基金は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」といふ。)を作成し、当該事業年度の終了後四月以内に外務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 外務大臣は、やむを得ない事情があると認めるとときは、基金の申出により、二月をこえない範囲内において、前項の期間を延長することができる。

3 基金は、第一項の規定により財務諸表を外務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書

4 報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書にに関する監事の意見をつけなければならない。

(書類の送付)

第二十八条 基金は、第二十六条又は前条第一項の規定による認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る事業計画、予算及び資金計画に關する書類又は財務諸表を政府以外の出

(利益及び損失の処理)
資者に送付しなければならない。

第二十九条 基金は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 基金は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(短期借入金)

第三十条 基金は、外務大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、外務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

(監督)

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(運用資金)

第三十一条 基金は、業務の運営に必要な経費の財源をその運用によって得るために運用資金を設け、第四条第二項及び第四項の規定により政府が出資した金額をこれに充てなければならぬ。

2 前項の運用資金(以下「運用資金」という。)は、政令で定める場合を除くほか、取りくずしてはならない。

(運用資金及び余裕金の運用)

第三十二条 基金は、次の方針による場合を除くほか、運用資金及び業務上の余裕金を運用してはならない。

1 国債又は地方債の取得

2 銀行への預金又は通販貯金

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭 信託

(財産の処分等の制限)

第三十三条 基金は、外務省令で定める重要な財産を譲り受け、貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、外務大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十四条 基金は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、外務大臣の承認を受けなければならない。

(外務省令への委任)

第三十五条 この法律に規定するもののほか、基金の財務及び会計に関し必要な事項は、外務省令で定める。

(第六章 監督)

第三十六条 基金は、外務大臣が監督する。
2 外務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第三十七条 外務大臣は、この法律を施行するため、大蔵大臣に協議しなければならない。
一 第四条第三項、第二十三条第二項、第二十四条第一項、第二十六条、第三十条第一項若しくは第二項ただし書又は第三十三条の規定による認可をしようとするとき。
二 第二十四条第二項、第三十三条又は第三十五条の規定により外務省令を定めようとするとき。

三 第二十七条第一項又は第三十四条の規定による承認をしようとするとき。

(第八章 罰則)

第四十一条 第三十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした基金の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(第九章 附則)

第四十二条 次の各号の一に該当する場合には、

第七章 雜則

(出資者原簿)

第三十八条 基金は、出資者原簿を備えて置かなければならぬ。

2 出資者原簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

2 出資の引受け及び出資金の払込み又は出資の目的たる金銭以外の財産の給付の年月日

3 出資額

4 第三十六条第二項の規定に違反して運用資金を取りくずしたとき。

5 第三十二条第一項に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

6 第三十六条第二項の規定による外務大臣の命令に違反したとき。

7 第四十三条第八条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

(附則)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(政府からの出資)

第二条 第四条第二項の規定による政府の出資について、基金の設立に際して五十億円を出資し、昭和四十八年度において残余の額を出資するものとする。この場合において、同年度における残余の額の出資については、同条第三項及び第四項の規定の適用はないものとする。

3 第二十七条第一項又は第三十四条の規定による認可をしようとするとき。

(政府からの出資)

第四十二条 第四条第二項の規定による政府の出資について、基金の設立に際して五十億円を出資し、昭和四十八年度において残余の額を出資するものとする。この場合において、同年度における残余の額の出資については、同条第三項及び第四項の規定の適用はないものとする。

2 第四条第一項第一号の規定にかかるわざ、同号に掲げる金額は、昭和四十七年度においては五十億円とし、昭和四十八年度においては、前項の規定による同年度の出資が完了するまでの間は、五十億円と同項の残余の額のうち出資のべき者を指定する。

3 第二十二条第一項又は第三十三条の規定による認可をしようとするとき。

(第十章 附則)

第四十三条 第三十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした基金の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、基金の成立の時において、こ

その違反行為をした基金の役員は、三十万円以下の過料に処する。

1 この法律により外務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

2 第七条第一項の政令の規定に違反して登記を記載しなければならない。

3 出資者原簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

1 氏名又は名称及び住所

2 出資の引受け及び出資金の払込み又は出資の目的たる金銭以外の財産の給付の年月日

3 出資額

4 第三十六条第二項の規定に違反して運用資金を取りくずしたとき。

5 第三十二条第一項に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

6 第三十六条第二項の規定による外務大臣の命令に違反したとき。

7 第四十三条第八条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

(附則)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(政府からの出資)

第二条 第四条第二項の規定による政府の出資について、基金の設立に際して五十億円を出資し、昭和四十八年度において残余の額を出資するものとする。この場合において、同年度における残余の額の出資については、同条第三項及び第四項の規定の適用はないものとする。

3 第二十七条第一項又は第三十四条の規定による認可をしようとするとき。

(政府からの出資)

第四十二条 第四条第二項の規定による政府の出資について、基金の設立に際して五十億円を出資し、昭和四十八年度において残余の額を出資するものとする。この場合において、同年度における残余の額の出資については、同条第三項及び第四項の規定の適用はないものとする。

2 第四条第一項第一号の規定にかかるわざ、同号に掲げる金額は、昭和四十七年度においては五十億円とし、昭和四十八年度においては、前項の規定による同年度の出資が完了するまでの間は、五十億円と同項の残余の額のうち出資のべき者を指定する。

3 第二十二条第一項又は第三十三条の規定による認可をしようとするとき。

(第十章 附則)

第四十三条 第三十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした基金の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、基金の成立の時において、こ

○小林武君 ただいま議題となりました河川法の一部を改正する法律案並びに日本労働者住宅協会法の一部を改正する法律案について、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず河川法の一部を改正する法律案についてであります。

本案は、都市地域における水需要の増大と、治水環境の悪化に対処し、河川管理者は、河川の流水の状況を改善するため、二以上の河川を連絡させることにより、新たに流水を占用することを可能とする特別水利使用者に、その工事等に要する費用の一部を負担させることができます。その詳細は会議録に記載されています。

河川または二級河川の法定外河川についても、その管理の適正を期すため、適用用河川制度の拡大をはかったこと等であります。

質疑を終了後、別に討論もなく、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、附帯決議が付されております。

次に、日本労働者住宅協会法の一部を改正する法律案につきまして御報告いたします。

本法律案は、日本労働者住宅協会の業務の改善をはかるものであり、その内容は、第一に、法令等の違反に対し、建設大臣が必要な措置を命ずることができるよう監督規定を整備すること、第二に、本協会について宅地建物取引業法の規定の適用を除外すること、等であります。

委員会における質疑の詳細は会議録で御承知願います。

質疑を終了後、討論もなく、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(森八三一君) これより採決をいたします。

まず、河川法の一部を改正する法律案の採決をいたします。本案に賛成の諸君の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○副議長(森八三一君) 次に、日本労働者住宅協会法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○副議長(森八三一君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

田佳都男君。

○副議長(森八三一君) 日程第一七 日本国開発銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長前田佳都男君。

〔第十條の二第一項の改正規定中「二十倍」を「十倍」に改める。〕

一、委員会の決定の理由

本法律案は、経済社会の進展に即応するため、日本開発銀行の目的を改めるとともに、同行の業務の範囲に既成市街地の整備改善事業に係る貸付け及び大規模工業基地建設事業に係る出資を追加するほか、同行の業務の円滑な運営に資するため、その借入金等の限度額の引き上げ等を行なうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認めるが、同行の借入金等の限度額については、別紙の通り修正を行なつた。なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議
政府は、本法施行に当たり、日本開発銀行の運営について、次の事項に留意すべきである。
一、日本開発銀行の融資等に当たつては、国民生活優先の施策に資するよう、生活環境の整備等の分野を重視すること。
二、日本開発銀行の役職員の人事については慎重を期し、とくに、融資先企業等への転出については、最小限に止めるよう厳正に対処すること。

右決議する。

日本開発銀行法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十七年五月十六日

参議院議長 河野 謙三殿

衆議院議長 船田 中

(不字及び は衆議院修正)
日本開発銀行法の一部を改正する法律案
日本開発銀行法の一部を改正する法律

日本開発銀行法の一部を改正する法律案
日本開発銀行法(昭和二十六年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

〔第十八條の二第一項の改正規定中「二十倍」を「十倍」に改める。〕

参議院議長 河野 謙三殿

衆議院議長 船田 中

この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。

第一條中「行うこと」を「行なうこと等」に、「経済の再建及び産業の開発」を「産業の開発及び経済社会の発展」に、「行う金融」を「行なう金融等」に改める。

第十九條第一項中「及び債務保証料」を「債務保証料及び出資に対する配当金」に改める。

第二十条中「債務の保証の履行の方法」の下に「、出資の方法」を加える。

第二十四条第二項中「債務の保証料」の下に「、出資に対する配当金」を加える。

第五十一条第五号中「若しくは債務の保証」を「、債務の保証若しくは出資」に改める。

附則

「前田佳都男君登壇、拍手」

賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○前田佳都男君
ただいま議題となりました法律案は、経済社会の進展に即応するため、日本開発銀行の目的のうち、「經濟の重建及び産業の開発」を「産業の開発及び経済社会の發展」に改めるとともに、同行の業務の範囲に、既成市街地の整備改善事業にかかる資金の貸し付け及び産業の振興を促進する必要がある地域において大規模工業基地の建設事業を行なう者に対する出資を追加するほか、同行の借入金等の限度額を引き上げようとするものであります。

なお、本案は、衆議院において、法律の施行期日について修正が行なわれております。
委員会におきましては、日本開発銀行の融資方針、人事問題、借入金等の限度額引き上げの意義等を中心には議論が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。鷗崎委員より、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党の四党共同の修正案が提出されたとともに、修正部分を除く原案に賛成する意見が述べられました。

修正案の内容は、日本開発銀行の借入金等の限度額について、原案では自己資本の額の二十倍であるのを十倍に改めることであります。
次いで、鳴崎委員提出の修正案及び修正部分を除く原案を順次採決の結果、いずれも多数をもつて可決され、よって、本案は多數をもつて修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、戸田委員より、四党共同の附帯決議案が提出され、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。
以上報告を終わります。(拍手)

○副議長(森八三一君) これより採決をいたします。本案の委員長報告は修正議決報告でござります。

本案を委員長報告のとおり修正議決することに

○副議長(森八三一君) 日程第一八 公害等調整委員会設置法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長柳田桃太郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

右の内閣提案案は本院においてこれを修正議決した。

昭和四十七年四月二十一日

参議院議長 河野 謙三殿 衆議院議長 船田 中

正な解決を図ることとも、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益等との調整を図ることをそ

の主たる任務とする。

(所掌事務及び権限)

第四条 委員会の所掌事務の範囲は、次のとおりとし、その権限の行使は、その範囲内で法律(法律に基づく命令を含む)に従つてなされなければならない。

一 公害紛争処理法(昭和四十五年法律第百八号)の定めるところにより調停、仲裁及び裁定を行ない、その他同法の施行に関する事務を処理すること。

二 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)

その他の法律及び鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和二十五年法律第二百九十二号)の定めるところにより鉱区禁止地域の指定、鉱業権の設定に関する不服の裁判等を行ない、その他同法の施行に関する事務を処理すること。

三 委員会の所掌事務に関する統計その他の資料の収集及び整理に関する事務を行なうこと。

四 委員会の所掌行政に関する啓發及び周知宣伝を行ない、部内の人事、会計及び庶務に関する事務を行なうこと。

五 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む)に基づき委員会に属せられた事務を行なうこと。

第六条 委員会は、委員長及び委員六人をもつて組織する。

第七条 委員長及び委員は、人格が高潔で識見の

生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にからわらず、同項に定める資格を有する者のうちか

ら、委員長又は委員を任命することができる。

第八条 委員長及び委員の任期は、五年とする。

ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第九条 委員長及び委員は、再任されることができる。

二 委員長及び委員は、再任されることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられたとき。

三 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他の委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

第二条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第三条第二項の規定に基づいて、総理府の外局として、公害等調整委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第三条 委員会は、公害に係る紛争の迅速かつ適

る。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する常勤の委員が、その職務を代理する。

(委員長及び委員の任命)

第五条 委員会の委員長及び委員は、独立してそ

の職權を行なう。

第六条 委員会は、委員長及び委員六人をもつて組織する。

第七条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表す

る。

第八条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表す

(罷免)

第九条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表す

(罷免)

第十条 内閣総理大臣は、委員長又は委員が前条

各号の一に該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(委員長及び委員の服務等)

第十一條 委員長及び委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 委員長及び常勤の委員は、在任中、營利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ない、又は内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事してはならない。

4 委員長及び委員の給与は、別に法律で定めることによる。

(会議)

第十二条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会が第九条第三号の規定による認定をす

るには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。

5 委員長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、第六条第四項に規定する常勤の委員は、委員長とみなす。

(規則の制定)

第十三条 委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、公害等調整委員会規則を制定することができる。

(聴聞会)

第十四条 委員会は、必要があると認めるときは、聴聞会を開いて、広く一般の意見をきくこと

ができる。

(資料提出の要求等)

第十五条 委員会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、資料の提出、意見の開陳、技術的知識の提供その他必要な協力を求めることができる。

(調査の委託)

第十六条 委員会は、必要があると認めるときは、他の行政機関、地方公共団体、学校、試験研究所、事業者、事業者の団体又は学識経験を有する者に対し、必要な調査を委託するこ

とができる。

(国会に対する報告)

第十七条 委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

(会議)

(専門委員)

第十八条 委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員三十人以内を置くことができる。

2 専門委員は、委員会の申出に基づいて内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第十九条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長、事務局次長一人その他

の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

4 事務局次長は、事務局長を助け、局務を整理する。

5 事務局に置かれる職員のうちには、弁護士となる資格を有する者を加えなければならない。

(罰則)

第二十条 第十一条第一項(第十八条第五項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

(附則)

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三十日を経たない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

第二条 第四条第一号の規定中裁定に係る部分及び附則第十一条による改正後の公害紛争処理法の規定中裁定に係る部分は、この法律の施行の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から適用する。

(委員長又は委員の任命のため必要な行為に関する経過措置)

第二条 第七条第一項の規定による委員会の委員長又は委員の任命のために必要な行為は、同条の規定の例により、この法律の施行前ににおいて

(委員長又は委員の任命のため必要な行為に関する経過措置)

第三条 この法律の施行後最初に任命される委員会の委員の任期は、第八条第一項本文の規定にかかるわらず、内閣総理大臣の指定するところにより、一人は三年、二人は四年、二人は五年とする。

(国家行政組織法の一部改正)

第四条 国家行政組織法の一部を次のよう改正する。

(総理府設置法の一部改正)

第五条 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のよう改正する。

第六条 第十六条の三を次のよう改める。

(公害等調整委員会設置法の一部改正)

第七条 第十六条の三(削除)

第十七条中「土地調整委員会」を「公害等調整委員会」に改める。

(公害等調整委員会設置法(昭和二十五年法律第二百九十二号))

第十八条の表中

土地調整委員会

土地調整委員会設置法(昭和四十七年法律第二百九十二号)

第十九条の表中

土地調整委員会

土地調整委員会設置法(昭和四十七年法律第二百九十二号)

第二十条の表中

土地調整委員会

土地調整委員会設置法(昭和四十七年法律第二百九十二号)

第二十一条の表中

土地調整委員会

土地調整委員会設置法(昭和四十七年法律第二百九十二号)

第二十二条の表中

土地調整委員会

土地調整委員会設置法(昭和四十七年法律第二百九十二号)

第二十三条の表中

土地調整委員会

土地調整委員会設置法(昭和四十七年法律第二百九十二号)

第二十四条の表中

土地調整委員会

土地調整委員会設置法(昭和四十七年法律第二百九十二号)

第二十五条の表中

土地調整委員会

土地調整委員会設置法(昭和四十七年法律第二百九十二号)

第二十六条の表中

土地調整委員会

土地調整委員会設置法(昭和四十七年法律第二百九十二号)

第二十七条の表中

土地調整委員会

土地調整委員会設置法(昭和四十七年法律第二百九十二号)

第二十八条の表中

土地調整委員会

土地調整委員会設置法(昭和四十七年法律第二百九十二号)

第二十九条の表中

土地調整委員会

土地調整委員会設置法(昭和四十七年法律第二百九十二号)

第三十条の表中

土地調整委員会

土地調整委員会設置法(昭和四十七年法律第二百九十二号)

第三十一条の表中

土地調整委員会

土地調整委員会設置法(昭和四十七年法律第二百九十二号)

第三十二条の表中

土地調整委員会

土地調整委員会設置法(昭和四十七年法律第二百九十二号)

第三十三条の表中

土地調整委員会

土地調整委員会設置法(昭和四十七年法律第二百九十二号)

第三十四条の表中

土地調整委員会

土地調整委員会設置法(昭和四十七年法律第二百九十二号)

第三十五条の表中

土地調整委員会

土地調整委員会設置法(昭和四十七年法律第二百九十二号)

第三十六条の表中

土地調整委員会

土地調整委員会設置法(昭和四十七年法律第二百九十二号)

第三十七条の表中

土地調整委員会

土地調整委員会設置法(昭和四十七年法律第二百九十二号)

第三十八条の表中

土地調整委員会

土地調整委員会設置法(昭和四十七年法律第二百九十二号)

第三十九条の表中

土地調整委員会

土地調整委員会設置法(昭和四十七年法律第二百九十二号)

第四十条の表中

土地調整委員会

土地調整委員会設置法(昭和四十七年法律第二百九十二号)

第四十一条の表中

土地調整委員会

土地調整委員会設置法(昭和四十七年法律第二百九十二号)

第四十二条の表中

土地調整委員会

土地調整委員会設置法(昭和四十七年法律第二百九十二号)

第四十三条の表中

土地調整委員会

土地調整委員会設置法(昭和四十七年法律第二百九十二号)

第四十四条の表中

土地調整委員会

土地調整委員会設置法(昭和四十七年法律第二百九十二号)

第四十五条の表中

土地調整委員会

土地調整委員会設置法(昭和四十七年法律第二百九十二号)

第四十六条の表中

土地調整委員会

土地調整委員会設置法(昭和四十七年法律第二百九十二号)

第四十七条の表中

土地調整委員会

土地調整委員会設置法(昭和四十七年法律第二百九十二号)

第四十八条の表中

土地調整委員会

土地調整委員会設置法(昭和四十七年法律第二百九十二号)

第四十九条の表中

土地調整委員会

土地調整委員会設置法(昭和四十七年法律第二百九十二号)

第五十条の表中

土地調整委員会

土地調整委員会設置法(昭和四十七年法律第二百九十二号)

第五十一条の表中

土地調整委員会

土地調整委員会設置法(昭和四十七年法律第二百九十二号)

第五十二条の表中

土地調整委員会

土地調整委員会設置法(昭和四十七年法律第二百九十二号)

第五十三条の表中

土地調整委員会

土地調整委員会設置法(昭和四十七年法律第二百九十二号)

第五十四条の表中

土地調整委員会

土地調整委員会設置法(昭和四十七年法律第二百九十二号)

第五十五条の表中

土地調整委員会

土地調整委員会設置法(昭和四十七年法律第二百九十二号)

第五十六条の表中

土地調整委員会

土地調整委員会設置法(昭和四十七年法律第二百九十二号)

第五十七条の表中

土地調整委員会

土地調整委員会設置法(昭和四十七年法律第二百九十二号)

第五十八条の表中

土地調整委員会

土地調整委員会設置法(昭和四十七年法律第二百九十二号)

第五十九条の表中

土地調整委員会

土地調整委員会設置法(昭和四十七年法律第二百九十二号)

第六十条の表中

土地調整委員会

土地調整委員会設置法(昭和四十七年法律第二百九十二号)

第六十一条の表中

土地調整委員会

土地調整委員会設置法(昭和四十七年法律第二百九十二号)

第六十二条の表中

土地調整委員会

土地調整委員会設置法(昭和四十七年法律第二百九十二号)

第六十三条の表中

土地調整委員会

土地調整委員会設置法(昭和四十七年法律第二百九十二号)

第六十四条の表中

土地調整委員会

土地調整委員会設置法(昭和四十七年法律第二百九十二号)

第六十五条の表中

土地調整委員会

土地調整委員会設置法(昭和四十七年法律第二百九十二号)

第六十六条の表中

土地調整委員会

土地調整委員会設置法(昭和四十七年法律第二百九十二号)

第六十七条の表中

土地調整委員会

土地調整委員会設置法(昭和四十七年法律第二百九十二号)

第六十八条の表中

土地調整委員会

土地調整委員会設置法(昭和四十七年法律第二百九十二号)

第六十九条の表中

土地調整委員会

土地調整委員会設置法(昭和四十七年法律第二百九十二号)

第七十条の表中

土地調整委員会

土地調整委員会設置法(昭和四十七年法律第二百九十二号)

第七十一条の表中

土地調整委員会

土地調整委員会設置法(昭和四十七年法律第二百九十二号)

第七十二条の表中

土地調整委員会

土地調整委員会設置法(昭和四十七年法律第二百九十二号)

第七十三条の表中

土地調整委員会

土地調整委員会設置法(昭和四十七年法律第二百九十二号)

第七十四条の表中

土地調整委員会

土地調整委員会設置法(昭和四十七年法律第二百九十二号)

第七十五条の表中

土地調整委員会

土地調整委員会設置法(昭和四十七年法律第二百九十二号)

第七十六条の表中

土地調整委員会

土地調整委員会設置法(昭和四十七年法律第二百九十二号)

会」に改め、同条第一項中「委員会は」を「裁定委員会は」に、「委員」を「裁定委員」に改め、同条第三項中「委員」を「裁定委員」に改める。

第三十四条第一項中「委員会」を「裁定委員会」に、「第三十三条第二項」を「前条第二項」に、「行う委員」を「行なう裁定委員」に改め、同条第二項中「土地調整委員会」を「裁定委員会」に、「委員長」を「裁定委員会の会務を總理する裁定委員」に改める。

第三十五条から第三十八条の一までの規定中「委員会」を「裁定委員会」に改める。

第三十九条第一項中「委員会」を「裁定委員会」に改め、同条第二項中「土地調整委員会規則」を「公害等調整委員会規則」に改める。

第四十条中「裁定は、委員長及び委員」を「裁定その他の裁定委員会の判断は、裁定委員」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の合議は、裁定委員の過半数の意見により決する。

第四十一条及び第四十二条の二中「委員会」を「裁定委員会」に改める。

第四十二条第一項中「委員長及び合議に出席した委員」を「裁定委員」に改め、同条第三項中「委員会」を「裁定委員会」に改める。

第四十四条第一項中「委員会による」を削る。

第四十五条第一項中「委員会による」を削り、同条第二項、第四項及び第六項中「委員会は」を削る。

第四十八条を削り、第四十七条の二中「委員会が」を削り、「した裁定」を「された裁定」に改め、「第三十三条の規定によつて委員又は委員会の職員がした処分を含む。」を削り、第三章中同条を第四十八条とする。

第四十九条第一項中「委員会の」を削る。

第五十二条第一項中「委員会の裁定」を「裁定」に、「委員会」を「裁定委員会」に改める。

第五十三条第一項中「委員会」を「裁定委員会」に改める。

第五十四条、第五十七条及び第五十八条中「委員会の」を削る。

第五章を第六章とし、第五十八条の次に次の二章を加える。

第五章 補則

(規則への委任)

第五十八条の二 第一条第一項各号の处分に関する手続については、法律(法律に基づく政令を含む。)に特別の定めのあるもののが、

(核原料物質開発促進臨時措置法の一部改正)公害等調整委員会規則で定める。

第八条 核原料物質開発促進臨時措置法(昭和三十一年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第十一条第三項中「土地調整委員会」を「公害等調整委員会」に改める。

第十二条中「土地調整委員会の」を「公害等調整委員会に」に改める。

第十三条第一項中「土地調整委員会は」を「公害等調整委員会に」に改め、「ときには」の下に「裁定委員会」を「裁定委員会」に改める。

第十四条第一項中「委員長及び合議に出席した委員」を「裁定委員」に改め、同条第三項中「委員会」を「裁定委員会」に改める。

第十五条第一項中「委員会による」を削り、「同条の見出し」を「裁定の通知及び公示」に改め、同条中「土地調整委員会」を「裁定委員会」に改める。

第十六条第一項中「公害等調整委員会」を「公害等調整委員会」に改め、「公示する」ともに「を削り、「した裁定」を「された裁定」に改める。

第十七条第一項中「土地調整委員会」を「公害等調整委員会」に改め、「十二号」第二条第一項の規定による裁定委員会をいう。以下同じ。」は「を加え、同条第二項中「土地調整委員会」を「裁定委員会」に改める。

第十八条第一項中「公害等調整委員会」を「公害等調整委員会」に改め、「公示する」ともに「を削り、「した裁定」を「された裁定」に改める。

第十九条第一項中「公害等調整委員会」を「公害等調整委員会」に改め、「第十二条の裁決があつたときは、逕済なく、その旨を公示しなければならない。」

第二十一条第一項中「土地調整委員会」を「公害等調整委員会」に改め、「第十二条の裁決があつたときは、逕済なく、その旨を公示しなければならない。」

第二十二条第一項中「公害等調整委員会」を「公害等調整委員会」に改め、「第十二条の裁決があつたときは、逕済なく、その旨を公示しなければならない。」

第二十三条第一項中「公害等調整委員会」を「公害等調整委員会」に改め、「第十二条の裁決があつたときは、逕済なく、その旨を公示しなければならない。」

三項中「土地調整委員会」を「裁定委員会」に、「前項」を「収用」に改める。

第二十二条第一項中「土地調整委員会の」を「公害等調整委員会に」に改め、同条第三項中「第十五条中」を「第十五条第一項中」に改め、「公示するとともに通商産業大臣又は事業団」を削り、「通商産業大臣又は事業団及び」に改め、同条第四項中「第十五条」を「第十五条第一項」に改める。

第二十三条中「第十五条」を「第十五条第一項」に改める。

第二十七条中「昭和一百九号」の下に「第六十一条第一項(委員の除斥)」

第二十九条中「昭和一百三号」第二十条の見出しへ「(核燃料物質開発促進臨時措置法の一部改正)」の下に「第六十一条第一項(委員の除斥)」

第三十一条中「昭和一百三号」第二十条の見出しへ「(昭和四十二年法律第百三号)」の下に「第六十一条第一項(委員の除斥)」

第三十二条中「昭和一百三号」第二十条の見出しへ「(昭和四十二年法律第百三号)」の下に「第六十一条第一項(委員の除斥)」

第三十三条中「昭和一百三号」第二十条の見出しへ「(昭和四十二年法律第百三号)」の下に「第六十一条第一項(委員の除斥)」

第三十四条中「昭和一百三号」第二十条の見出しへ「(昭和四十二年法律第百三号)」の下に「第六十一条第一項(委員の除斥)」

第三十五条中「昭和一百三号」第二十条の見出しへ「(昭和四十二年法律第百三号)」の下に「第六十一条第一項(委員の除斥)」

第三十六条中「昭和一百三号」第二十条の見出しへ「(昭和四十二年法律第百三号)」の下に「第六十一条第一項(委員の除斥)」

第三十七条中「昭和一百三号」第二十条の見出しへ「(昭和四十二年法律第百三号)」の下に「第六十一条第一項(委員の除斥)」

第三十八条中「昭和一百三号」第二十条の見出しへ「(昭和四十二年法律第百三号)」の下に「第六十一条第一項(委員の除斥)」

第三十九条中「昭和一百三号」第二十条の見出しへ「(昭和四十二年法律第百三号)」の下に「第六十一条第一項(委員の除斥)」

第四十条中「昭和一百三号」第二十条の見出しへ「(昭和四十二年法律第百三号)」の下に「第六十一条第一項(委員の除斥)」

第四十一条中「昭和一百三号」第二十条の見出しへ「(昭和四十二年法律第百三号)」の下に「第六十一条第一項(委員の除斥)」

第四十二条中「昭和一百三号」第二十条の見出しへ「(昭和四十二年法律第百三号)」の下に「第六十一条第一項(委員の除斥)」

第四十三条中「昭和一百三号」第二十条の見出しへ「(昭和四十二年法律第百三号)」の下に「第六十一条第一項(委員の除斥)」

第四十四条中「昭和一百三号」第二十条の見出しへ「(昭和四十二年法律第百三号)」の下に「第六十一条第一項(委員の除斥)」

第四十五条中「昭和一百三号」第二十条の見出しへ「(昭和四十二年法律第百三号)」の下に「第六十一条第一項(委員の除斥)」

十九条の二第一項

八 自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号)第三十四条の見出し及び同条第一項並びに第四十五条(見出しを含む。)

九 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第五十条第一項

十 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第九十七条第三項

第一款 通則(第二十四条—第二十七条)
第二款 和解の仲介(第二十八条—第三十条)
第三款 調停(第三十一条—第三十八条)
第四款 仲裁(第三十九条—第四十二条)
第三節 裁定
第一款 通則(第四十二条の二—第四十一条の十一)
第二款 責任裁定(第四十二条の十二—第四十二条の二十六)
第三款 原因裁定(第四十二条の二十—第四十二条の三十三)
第四節 補則(第四十三条—第四十七条)
第四章 雜則(第四十八条—第五十条)
第五章 罰則(第五十一条—第五十五条)
附則

第一項中「及び仲裁」を「仲裁及び裁定」に改める。
(公害等調整委員会)
第三条 公害等調整委員会(以下「中央委員会」という。)は、この法律の定めるところにより公害に係る紛争について調停、仲裁及び裁定を行なうとともに、地方公共団体が行なう公害に関する苦情の処理について指導等を行なう。
第四条から第十二条まで 削除
第十六条に次の五項を加える。
2 次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。 一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ないもの 二 禁錮以上の刑に処せられた者 3 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員は、再任されることができる。 4 委員は、第二項各号の一に該当するに至つて、
「第三節 管轄」を削り、第二十三条の次に次の章名、一節、節名及び款名を加える。

た場合においては、その職を失うものとする。

6 都道府県知事は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、議会の同意を得て、これを罷免することができる。

第十七条を次のよう改める。

(審査会の委員の服務)

第十七条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

第十七条の次に次の二条を加える。

(審査会の会議)

第十七条の二 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、会長及び過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審査会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、第十五条第四項に規定する委員は、会長とみなす。

第十九条中「第六条第四項及び第七項」を「第十六条第二項及び第五項」に、「同条第七項」を「同条第五項」に改める。

第二十三条中「第六条第八項並びに第十九条第一項及び第二項」を「第十六条第六項及び第十七条」に、「第六条第八項中「内閣総理大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「両議院の同意を得て、これらを」を「第十六条第六項及び第十七条」に、「第六条第八項中「内閣総理大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「両議院の同意を得て、これらを」を「第十六条第六項及び第十七条」に、「第六条第八項中「内閣総理大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「両議院の同意を得て、これを」に改める。

第二十三条中「第六条第八項並びに第九条第一項及び第二項」を「第十六条第六項及び第十七条」に、「第六条第八項中「内閣総理大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「両議院の同意を得て、これを」を「第十六条第六項及び第十七条」に、「第六条第八項中「内閣総理大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「両議院の同意を得て、これを」に改める。

第二十三条中「第六条第八項並びに第九条第一項及び第二項」を「第十六条第六項及び第十七条」に、「第六条第八項中「内閣総理大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「両議院の同意を得て、これを」を「第十六条第六項及び第十七条」に、「第六条第八項中「内閣総理大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「両議院の同意を得て、これを」に改める。

「第三節 管轄」を削り、第二十三条の次に次の章名、一節、節名及び款名を加える。

第三章 公害に係る紛争の処理手続

第一節 総則

(代理人)
第二十三条の二 当事者は、弁護士又は調停委員会、仲裁委員会若しくは裁定委員会の承認を得た者を代理人とすることができる。

2 前項の承認は、いつでも、取り消すことができる。

3 代理人の権限は、書面をもつて証明しなければならない。

4 代理人は、次の各号に掲げる事項については、特別の委任を受けなければならない。

一 申請の取下げ
二 調停案の受諾
三 代理人の選任

四 第四十二条の七第一項の規定による代表当事者の選定

(個別代理)
第二十三条の三 代理人が二人以上あるときは、各人が本人を代理する。

2 調停委員会は、前項の許可をするときは、あらかじめ、当事者の意見をきかなければならない。

2 調停委員会又は裁定委員会は、前項の許可をするときは、あらかじめ、当事者の意見をきかなければならない。

2 調停委員会、仲裁委員会又は裁定委員会は、それぞれ、調停委員、仲裁委員又は裁定委員をして手続の一部を行なわせることができる。

2 調停案の受諾の勧告

第三十四条 調停委員会は、当事者間に合意が成立するところが困難であると認める場合において、相当であると認めるときは、一切の事情を考慮して調停案を作成し、当事者に対し、三十日以上の期間を定めて、その受諾を勧告することができる。

2 前項の調停案は、調停委員の過半数の意見で作成しなければならない。

3 第一項の規定による勧告がされた場合において、当事者が調停委員会に対し指定された期間内に受諾しない旨の申出をしなかつたと

第二十六条第一項中「双方は」の下に「公害等調整委員会規則で定めるところにより、書面をもつて、中央委員会に対し調停又は仲裁の申請を」を加え、「の申請を、中央委員会又は審査会等に対し調停」を「調停」に改める。

「第二節 和解の仲介」を削り、第二十七条の次に次の款名を附する。

第二款 和解の仲介

第三章 公害に係る紛争の処理手続

第一節 総則

第三節 調停の仲介

第三章 公害に係る紛争の処理手続

第一節 総則

第三章 公害に係る紛争の処理手続

第一節 総則

第三章 公害に係る紛争の処理手続

五三五

(時効の中止等)

第四十二条の二十五 責任裁定の申請は、時効の中止及び出訴期間の遵守に關しては、裁判上の請求とみなす。

2 責任裁定の申請が第四十二条の十二第二項の規定により受理されなかつた場合において、当該責任裁定の申請をした者がその旨の通知を受けた日から三十日以内に申請の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の中止及び出訴期間の遵守に關しては、責任裁定の申請の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

(訴訟との關係)

第四十二条の二十六 責任裁定の申請があつた事件について訴訟が係属するときは、受訴裁判所は、責任裁定があるまで訴訟手続を中止することができる。

(第三款 原因裁定)

第四十二条の二十七 公害に係る被害について、損害賠償に關する紛争その他の民事上の争いが生じた場合において、当事者の一方の行為に因り被害が生じたことについて争いがあるときは、当事者は、公害等調整委員会規則で定めるところにより、書面をもつて、中央委員会に対し、被害の原因に關する裁定(以下「原因裁定」という。)を申請することができる。

(申請)

第四十二条の二十八 前条第一項に規定する場合において、相手方を特定しないことについてやむを得ない理由があるときは、その被害(相手方の特定の留保)

を主張する者は、相手方の特定を留保して原

因裁定を申請することができる。

2 裁定委員会は、相手方を特定させることができると認めると認めるときは、前項の規定によ

り、相手方の特定を命じなければならない。

3 前項の規定による命令を受けた者が当該命令において定められた期間内に相手方を特定しないときは、原因裁定の申請は、取り下げられたものとみなす。

(職権による原因裁定)

第四十二条の二十九 裁定委員会は、責任裁定の手続において、相当であると認めるとき

は、職権で、原因裁定をすることができる。

2 前項の原因裁定については、次条の規定は、適用しない。

(裁定事項等)

第四十二条の三十 裁定委員会は、被害の原因を明らかにするため特に必要があると認めるときは、原因裁定において、原因裁定の申請を中止することができる。

2 前項の場合において、当事者の一方の

争いが生じた場合において、当事者の一方の

機関の長又は関係地方公共団体の長に對し、必要な措置についての意見を述べることができる。

(受訴裁判所からの原因裁定の嘱託)

第四十二条の三十一 公害に係る被害に關する民事訴訟において、受訴裁判所は、必要があると認めるときは、中央委員会に対し、その意見をきいたうえ、原因裁定をすることを嘱託することができる。

2 前項の規定による嘱託に基づいて原因裁定がされた場合において、受訴裁判所は、必要があると認めるときは、中央委員会が指定した者に原因裁定の説明をさせることができる。

3 第一項の規定による嘱託に基づいて行なう原因裁定の手続に要する費用で、第四十四条のうち民事訴訟費用等に關する法律(昭和四十六年法律第四十号)の規定の例によれば当事者が負担することとなる費用に相当するものは、訴訟費用とみなす。

4 第四十二条の二十九第二項の規定は、第一項の規定による嘱託に基づいて行なう原因裁定について準用する。

2 前項の規定において、裁定の結果についても、裁定を求めた事項以外の事項についても、裁定をした者が裁定を請求したときは、裁定

をして、又は職権で、決定をもつて、相手方としてその第三者を原因裁定の手続に参加させることができる。

3 裁定委員会は、前項の決定をするときは、あらかじめ、その第三者及び当事者の意見をきかなければならぬ。

(通知及び意見の申出)

第四十二条の三十一 中央委員会は、原因裁定があつたときは、遅滞なく、その内容を関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に通知するものとする。

2 中央委員会は、原因裁定があつたときは、公害の拡大の防止等に資するため、関係行政

者」を加える。

第四十五条の見出しを「(手数料)」に改め、同条第一項中「又は仲裁の申請をする者」を

「仲裁、責任裁定若しくは原因裁定の申請をする者又は証拠保全若しくは第二十三条の四第

一項の規定による参加の申立てをする者」に、「申請手数料」を「手数料」に改め、同条第二項

中「又は仲裁の申請をする者」を「若しくは仲

裁の申請をする者又は第二十三条の四第一項の規定による参加の申立てをする者」に、「申請手数料」を「手数料」に改め、同条の次に次の

一条を加える。

(送達)

第四十五条の二 書類の送達については、民事訴訟法第百六十二条、第百六十九条、第百七十七条から第百七十三条まで及び第百七十七条の規定を準用する。この場合において、同

法第百六十二条第一項中「執行官」とあり、同法第百七十二条中「裁判所書記官」とあるのは「公害等調整委員会の職員」と、

同法第百七十三条中「第百七十条第二項又は前条」とあるのは「前条」と、同法第百七十七条中「裁判所」とあるのは「公害等調整委員会」と読み替えるものとする。

第四十六条の次に次の一条を加える。

(不服申立ての制限)

第四十六条の二 この章の規定によつてされた処分については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立てをする

ことができる。

第四十七条を次のように改める。

(公害等調整委員会規則等への委任)

第四十七条 この章に規定するもののほか、中央委員会における紛争の処理の手続その他紛争の処理に関し必要な事項は公害等調整委員会規則で、審査会等における紛争の処理の手続その他紛争の処理に関し必要な事項は政令で定める。

第五十一条中「第九条第一項」を「第十七条第一項」に改め、「第十条第三項、第十七条」を削る。

第五十二条第三号中「又は第四十条第二項」を「、第四十条第二項又は第四十二条の十八第二項」二項（第四十二条の三十三において準用する場合を含む。）に改め、同条を第五十五条とし、第五十一条の次に次の三条を加える。

第五十二条 第四十二条の十六第四項（第四十条の三十三において準用する場合を含む。）の規定により宣誓した参考人又は鑑定人が虚偽の陳述又は鑑定をしたときは、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第五十三条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の過料に処する。

一 正当な理由がなくて第四十二条の十六第一項第一号又は第二号（第四十二条の三十一においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による命令に違反して出頭せず、又は陳述若しくは鑑定を拒んだ者

二 正当な理由がなくて第四十二条の十六第一項第三号（第四十二条の三十三において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反して文書又は物件を提出しなかつた者

三 正当な理由がなくて第四十二条の十六第一項第四号（第四十二条の三十三において準用する場合を含む。）の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した当事者又は立入検査を受ける者

四 正当な理由がなくて第四十二条の十六第四項又は第五項（第四十二条の三十三においてこれらの規定を準用する場合を含む。）

の規定による命令に違反して旨誓を拒んだ者

第五十四条 第四十二条の十六第五項（第四十二条の三十三において準用する場合を含む。）の規定により宣誓した当事者が虚偽の陳述をしたときは、三万円以下の過料に処する。

第五十五条 第三百十条第二項の下に「又は公害紛争処理法（昭和四十五年法律第百八号）」を加える。

第五十六条 この法律の施行前にこの法律による改正前の公害紛争処理法の規定による中央委員会、審査会等又は連合審査会（次条及び附則第十四条において「中央委員会等」と総称する。）がした処分に対する行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てについては、この法律による改正後の公害紛争処理法第四十六条の二の規定にかかわらず、なお從前の例による。

第五十七条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の法律の規定により土地調整委員会又は中央公害審査委員会がした処分その他の行為は、政令で別段の定めをするものを除き、この法律又はこの法律による改正後の法律の相当規定により、公害等調整委員会がした処分その他の行為とみなす。

2

この法律の施行の際現にこの法律による改正前の法律の規定により土地調整委員会又は中央公害審査委員会に對してされている申請その他の手続は、政令で別段の定めをするものを除き、この法律又はこの法律による改正後の法律の手續は、政令で別段の定めをするものを除き、この法律又はこの法律による改正後の法律の相当規定により、公害等調整委員会に對してされた手續とみなす。

（政令への委任）

第十七条 この附則に定めるもののはか、この法律に係属している調停又は仲裁の手続において代理人に選任されている者で、弁護士でないものについてのこの法律による改正後の法律の相当規定により、公害等調整委員会に對しては、その者を同項の規定による調停委員会又は仲裁委員会の承認を得た者とみなす。

（時効の中斷等に關する経過措置）

第十四条 この法律の施行の際現に中央委員会等に係属している調停に關し當該調停の目的となつている請求についてのこの法律による改正後の公害紛争処理法第三十六条の二の規定の適用に關しては、この法律の施行の時に、調停の申

（民事訴訟費用等に關する法律の一部改正）

第十五条 民事訴訟費用等に關する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「第三百十条第二項」の下に「又は公害紛争処理法（昭和四十五年法律第百八号）」を加える。

第十六条 この法律の施行前にこの法律による改正前の法律の規定により土地調整委員会又は中央公害審査委員会がした処分等に關する経過措置

第十七条 この法律の施行前にこの法律による改正前の法律の規定により土地調整委員会又は中央公害審査委員会がした処分その他の行為は、政令で別段の定めをするものを除き、この法律又はこの法律による改正後の法律の相当規定により、公害等調整委員会がした処分その他の行為とみなす。

2

この法律の施行の際現にこの法律による改正前の法律の規定により土地調整委員会又は中央公害審査委員会に對してされている申請その他の手續は、政令で別段の定めをするものを除き、この法律又はこの法律による改正後の法律の手續は、政令で別段の定めをするものを除き、この法律又はこの法律による改正後の法律の相当規定により、公害等調整委員会に對しては、その者を同項の規定による調停委員会又は仲裁委員会の承認を得た者とみなす。

（政令への委任）

第十八条 この法律の施行前にした行為に對する

（罰則に關する経過措置）

第十九条 この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定め

（公害の処理体制、責任裁定と原因裁定との關係、

等の質疑が行なわれたのであります。その詳細は会議録に譲ることといたします。

本法案の質疑を終り、討論に入りましたところ、水口委員は日本社会党を代表して反対、安田

委員は自由民主党を代表して賛成、峯山委員は公明党を、岩間委員は日本共産党を代表して反対

行為に對する罰則の適用についても、同様とする。

〔柳田桃太郎君登壇、拍手〕

○柳田桃太郎君 ただいま議題となりました公害等調整委員会設置法案について、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法案の内容は、第一に、中央公害審査委員会と土地調整委員会とを統合し、新たに總理府の外局として、委員長及び委員六人で組織する公害等調整委員会を設置し、公害紛争処理法の定めると

ころにより、調停、仲裁及び裁定、並びに鉱業等に係る土地利用の調整手続等に關する法律の定めるとところにより、鉱区禁止地域の指定、鉱業権の設定に關する不服の裁定等を行なわせること、第

二に、公害紛争処理法の一部改正を行なわない、公害紛争にかかる裁定制度を設けること、等であります。

なお、本案は、衆議院において施行期日等について所要の修正が行なわれております。

委員会におきましては、公害の現状と本制度の重要性にかんがみ、公害対策及び環境保全特別委員会と連合審査を行なうなど、慎重に審査し、本

委員会の性格と機能、委員の人選と委員会及び調査体制の拡充、地方公害審査会の権限強化、裁定制度のあり方、裁判制度と司法権との関係、基地

公害の処理体制、責任裁定と原因裁定との關係、

等の質疑が行なわれたのであります。その詳細は会議録に譲ることといたします。

本法案の質疑を終り、討論に入りましたところ、水口委員は日本社会党を代表して反対、安田

委員は自由民主党を代表して賛成、峯山委員は公明党を、岩間委員は日本共産党を代表して反対

の旨を、それぞれ述べられました。

た。

次いで、採決の結果、本法案は、多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

昭和四十七年五月十一日

なお、本法案に対し、自民、社会、公明、民社の四党共同提案にかかる公害紛争処理制度の実効性の確保についての五項目の附帯決議が全会一致をもつて付されました。

以上をもつて御報告を終わります。(拍手)

○副議長(森八三一君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(森八三一君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

○副議長(森八三一君) 日程第一九 郵便切手類模造等取締法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

また、委員長の報告を求めます。通信委員会理事森勝治君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

郵便切手類模造等取締法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し

よつて国会法第八十三條により送付する。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○森勝治君 ただいま議題となりました郵便切手類模造等取締法案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

衆議院議長 船田 中 参議院議長 河野 謙三殿

本法律案は、最近、真正な郵便切手類によつてわざい外観を有するものが製造、販売され、広く一般に流布されつたある実情にかんがみ、このようないわゆる偽造、販売等を制限することにより、その行使による郵便切手類の偽造に関する犯罪を未然に防止するとともに、郵便切手類の信用の維持をはかるとするものであります。

第一条 郵政大臣又は外国政府の発行する郵便切手その他郵便に関する料金を表わす証票に紛らわしい外観を有する物は、製造し、輸入し、販売し、若しくは領布し、又は郵便切手その他郵便に関する料金を表わす証票の用途に使用して、本案は可決されました。

その骨子は、郵政大臣または外国政府の発行する郵便切手類にまぎらわしい外観を有するものの製造、販売等については郵政大臣の許可を要することとし、これに違反した者に対する所要の罰則を設けようとするものであります。

通信委員会におきましては、本法律案の運用方針、切手ブーム対策等について熱心な質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、別に發言もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしま

〔森勝治君登壇、拍手〕

した。

○副議長(森八三一君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

〔賛成者起立〕

○副議長(森八三一君) 日程第二〇より第八六までの請願を一括して議題といたします。

〔日程第二〇より第八六までの請願審査報告書は都合により追録に掲載〕

〔「日程第二〇より第八六までの請願審査報告書は都合により追録に掲載」〕

○副議長(森八三一君) これらの請願は、各委員長の報告を省略して、各委員会決定のとおり採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(森八三一君) 御異議ないと認めます。

これにて休憩いたします。

午後零時五十八分休憩

〔休憩後開議に至らなかつた〕

出席者は左のとおり。

昭和四十七年五月二十六日

参議院会議録第十七号

議長の報告事項

五四一

上田 哲君	工藤 良平君	辻 一彦君	佐々木静子君	加瀬 完君	吉田忠三郎君	議長の報告事項
世耕 政隆君	初村瀧一郎君	須原 昭二君	加藤 進君	小野 明君	田中 一君	一昨二十四日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。
星野 重次君	竹田 現照君	水口 宏三君	小谷 守君	足鹿 覚君	成瀬 帰治君	
戸田 菊雄君	前川 旦君	神沢 净君	鈴木美枝子君	秋山 長造君	野坂 参三君	
山本茂一郎君	山内 一郎君	宮崎 正雄君	杉原 一雄君	竹田 四郎君	春日 正一君	
柳田桃太郎君	野々山 三三君	安永 英雄君	松本 英一君	大橋 和孝君	辻 一彦君	
沢田 政治君	西村 尚治君	和田 静夫君	坂田 大願君	佐藤 榮作君	同	
楠 正俊君	高橋雄之助君	田中寿美子君	大橋 和孝君	社会労働委員	地方行政委員	
内藤晋三郎君	森中 守義君	川村 清一君	中村 波男君	農林水産委員	同	
後藤 義隆君	後藤 義隆君	伊藤 五郎君	森 勝治君	大蔵大臣	同	
白井 勇君	白井 勇君	小枝 一雄君	星野 力君	文部大臣	同	
中村 英男君	中村 英男君	阿具根 登君	鈴木 秀三君	建設大臣	同	
瀬谷 英行君	瀬谷 英行君	平泉 渉君	林 虎雄君	郵政大臣	同	
田口長治郎君	田口長治郎君	八木 一郎君	小林 武君	建設大臣	同	
山本 利壽君	山本 利壽君	須藤 五郎君	西村 廣瀬	農林水產委員	同	
羽生 三七君	羽生 三七君	渡辺 武君	高橋 久保重光君	社会労働委員	同	
藤原 道子君	藤原 道子君	山下 春江君	占部 秀男君	農林水產委員	同	
鶴園 哲夫君	鶴園 哲夫君	横川 正市君	小柳 勇君	農林水產委員	同	
片岡 勝治君	片岡 勝治君	戸叶 武君	戸叶 武君	農林水產委員	同	
鈴木 強君	鈴木 強君	河田 賢治君	河田 賢治君	農林水產委員	同	
河田 賢治君	河田 賢治君	岩間 正勇君	岩間 正勇君	農林水產委員	同	
政府委員	運輸政務次官	佐藤 孝行君	同	建設委員	同	
同	同	同	同	通信委員	同	
同	同	同	同	運輸委員	同	
同	同	同	同	建設委員	同	
竹内 藤男君	河口 陽一君	河口 陽一君	藤原 房雄君	高山 恒雄君	高橋 邦雄君	
同	同	同	同	同	同	

同 決算委員	塙出 啓典君	二宮 文造君	年度特別会計予備費使用総調書及び各省各所所管使用調書(その2)、昭和四十五年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び経費増額調書、昭和四十五年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各所所管経費増額調書(その2)、昭和四十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各所所管使用調書(その1)、昭和四十六年度特別会計予備費使用総調書及び各省各所所管使用調書(その1)及び昭和四十六年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各所所管経費増額調書(その1)議決報告書	議決報告書
同 通信委員	長屋 茂君	小枝 一雄君	同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
同	前田佳都男君	前田佳都男君	離島振興法の一部を改正する法律案	離島振興法の一部を改正する法律案
同	沢田 実君	沢田 実君	同	同
同	同	同	決算委員	同
地方行政委員	高橋 邦雄君	塙出 啓典君	河口 陽一君	同
法務委員	藤原 房雄君	同	竹内 藤男君	同
社会労働委員	鶴園 哲夫君	同	同	同
農林水産委員	高山 恒雄君	理事 鬼丸 勝之君 (鬼丸勝之君の補欠)	同日沖縄及び北方問題に関する特別委員会において当選した理事は左の通りである。	同
同	小野 明君	塙出 啓典君	同日委員長から左の報告書が提出された。	同
商工委員	矢野 登君	日本鉄道建設公団法の一部を改正する法律案可決報告書	下水道事業センター法案	同
同	阿良根 登君	同	同	同
同	辻 一彦君	告書	原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律案の一部を改正する法律案	同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
運輸委員	山崎 竜男君	特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律案可決報告書	戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案	同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
同	迫水 久常君	昭和四十五年度一般会計国庫債務負担行為総調書及び書(その2)議決報告書	戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案	同
同	山田 徹一君	昭和四十五年度一般会計予備費使用総調書及び書(その2)議決報告書	不正景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案	同
木島 則夫君	昭和四十五年度国庫債務負担行為総調書及び書(その2)議決報告書	割賦販売法の一部を改正する法律案	同	同
各省各所所管使用調書(その2)、昭和四十五年度政府関係機関決算書議決報告書	電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律案の一部を改正する法律案	同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通じた。	同	同
昭和四十四年度国有財産増減及び現在額総計算書議決報告書	同	同	同	同
昭和四十四年度国有財産無償貸付状況総計算書	同	同	同	同

離島振興法の一部を改正する法律 下水道事業センター法	農林水産委員会	初村瀧一郎君	同	罰金等臨時措置法の一部を改正する法律案
原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律 の一部を改正する法律	同	小野 明君	同	法務委員会に付託
職場病者就業者遺族等援護法等の一部を改正する法律 の一部を改正する法律	商工委員会	塙出 啓典君	同	アシア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案
職場病者就業者遺族等援護法等の一部を改正する法律 の一部を改正する法律	通信委員会	辻 一彦君	同	法務委員会に付託
犯罪者予防更生法の一部を改正する法律 割賦販売法の一部を改正する法律	建設委員会	山田 徹一君	同	律の一部を改正する法律案
不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律 電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律	予算委員会	吉武 恵市君	同	大蔵委員会に付託
不當景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律 割賦販売法の一部を改正する法律	同	二宮 文造君	同	産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案
電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律 法律等の一部を改正する法律	決算委員会	前田佳都男君	同	同
昨二十五日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。	同	小枝 一雄君	高橋 邦雄君	私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案
地方行政委員	藤原 房雄君	矢野 登君	同	内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。
法務委員	中村 稔二君	高橋 邦雄君	同	法律案
大蔵委員	柴田 栄君	同	向井 長年君	文教委員会に付託
同	棚邊 四郎君	二宮 文造君	高山 恒雄君	琵琶湖総合開発特別措置法案
社会労働委員	石本 茂君	初村瀧一郎君	建設委員会に付託	内閣提出案を受領した。
石本 茂君	農林水産委員	同	災害対策特別委員	健康保険法及び厚生保険特別会計法の一部を改
同	棚邊 四郎君	社会労働委員	同	正議院から、同院において修正議決した左の
社会労働委員	同	石本 茂君	同	内閣提出案を受領した。

正する法律案

工業再配置促進法案

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を内閣委員会に付託した。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(第六十七回国会閣法第一八号)

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを沖縄及び北方問題に関する特別委員会に付託した。

沖縄の住民等が受けた損害の補償に関する特別措置法案(安井吉典君外八名提出)

同日委員長から左の報告書が提出された。

国際交流基金法案可決報告書

日本労働者住宅協会法の一部を改正する法律案

可決報告書

河川法の一部を改正する法律案可決報告書

日本開発銀行法の一部を改正する法律案修正議

決報告書

公害等調整委員会設置法案可決報告書

郵便切手類模造等取締法案可決報告書

内閣委員会請願審査報告書(第一号)

通信委員会請願審査報告書(第一号)

農林水産委員会請願審査報告書(第一号)

同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による昭和四十六年度第三・四半期における国庫の

状況の報告を受領した。

明治三十五年三月三十日
郵便物 講可

昭和四十七年五月二十六日

參議院會議錄第十七号

五四六

一部五十円
(配送料共)
發行所

大藏省印刷局
東京都港区赤坂一丁目一
郵便番号一〇七
電話 東京 五八二一四四一(大代)